

阿久根市教育振興基本計画 (案)



平成28年 月

阿久根市教育委員会

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画策定の体制	2

第2章 施策の大綱（計画の基本的考え方）

1 基本理念	3
2 基本目標	4
3 施策体系	6

第3章 本市の教育を取り巻く現況と課題	7
教育に関するニーズ調査結果	11

第2部 各論

基本目標 1 道徳心を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(1) 道徳教育の充実	21
(2) 生徒指導の充実	21
(3) 体力・運動能力の向上	22
(4) 健康教育の充実	23
(5) 学校給食指導の充実	24
(6) 人権教育の充実	25
(7) 体験活動の充実	25
(8) 子ども読書活動の推進	26

基本目標2 確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子どもを育む教育の推進

(1) 確かな学力の定着	27
(2) 特別支援教育の推進	28
(3) 郷土教育の推進	29
(4) キャリア教育の推進	29
(5) 幼児教育の充実	30
(6) 社会の変化に対応した教育の推進	31

基本目標3 地域に開かれた信頼される学校教育の推進

(1) 学校経営の充実	32
(2) 教職員の資質の向上	32
(3) 小規模校教育の推進と学校規模の適正化	33
(4) 開かれた学校づくり	34
(5) 安全・安心な学校づくり	35

基本目標4 三位一体（学校・家庭・地域）の学校づくりの推進

(1) 家庭の教育力の向上と家庭への支援	37
(2) 地域の中の学校づくりの推進	38
(3) 地域で見守る環境づくり	38

基本目標5 生涯を通じた学習機会の創出とスポーツ・文化の振興

(1) 生涯学習環境の充実	41
(2) 生涯スポーツの推進と充実	42
(3) 競技スポーツの向上及び体育施設の整備と活用	43
(4) 文化・芸術活動の促進	44
(5) 地域文化の継承と文化財の保存・活用	45

資料	47
----	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

阿久根市では、平成22年11月、今後のまちづくりの指針となる「第5次阿久根市総合計画」を策定し、10年間の基本構想において「自然と人が共生するまち」をあるべきまちの姿として掲げ、市政全般にわたる施策を体系的に構築しています。さらには、平成27年度において、5年毎の計画の見直しに伴い「後期基本計画」を策定、現在、計画を推進しているところです。

教育行政においては、平成18年12月に改正された教育基本法の基本理念等を実現していくため、国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと（教育基本法第17条第1項）とし、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めること（教育基本法第17条第2項）が規定されました。

この規定に基づき、国は、平成20年7月1日に「教育振興基本計画」を策定、県においても、平成21年2月に「鹿児島県教育振興基本計画」を公表しました。

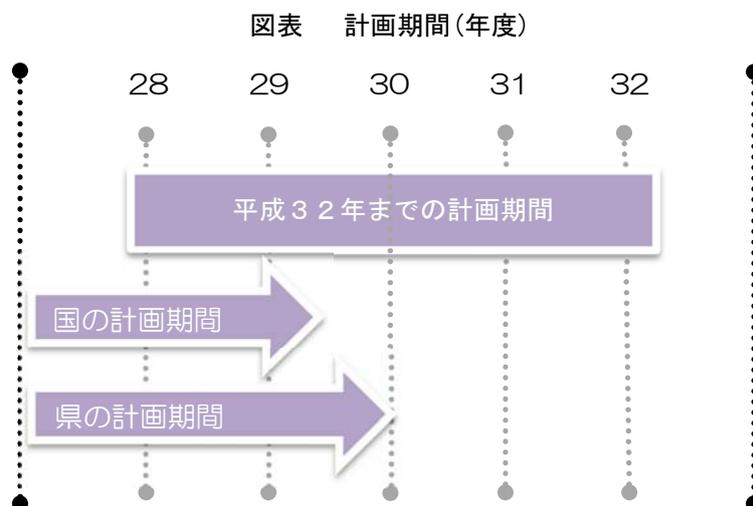
本市においては、「第5次阿久根市総合計画」を踏まえ、また、国、県の教育振興基本計画を参酌しながら、「阿久根市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

- ◇ 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画であり、本市の教育行政の推進のため、関連する施策全体を通し、定めるものです。
- ◇ 『第5次阿久根市総合計画 自然と人が共生するまち』の実現に向け、整合性を保ちながら、本市の教育の目指すべき姿を踏まえ、計画するものです。
- ◇ 国の「教育振興基本計画」や鹿児島県の「鹿児島県教育振興基本計画」、また、上位計画である阿久根市総合計画を始めとする本市が策定した各種計画等との整合・調和、連携を図り、計画するものです。

3 計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度として平成32年度までの5か年を対象期間とします。ただし、この計画期間内であっても、社会情勢の変化や教育を巡る環境の変化などにより、計画を見直すなど、弾力的に運用します。



4 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた「施策の大綱に定める目標や方針」を具体的の実現するために策定するものであり、庁内の関係する課において策定委員会や策定作業部会を構成し、素案を元に、最終的に、総合教育会議において定めます。さらに、この間、保護者のアンケートを実施するとともに、市民のパブリックコメントも実施します。

第2章 施策の大綱（計画の基本的考え方）

1 基本理念

本市は、これまで「豊かな人と文化をはぐくみ瞳かがやくまち」を目指し、各種教育施策を展開してきました。

今回の教育振興基本計画においても、第5次阿久根市総合計画の基本理念を生かしながら、阿久根市教育委員会の基本理念を以下のように定め、その上で計画を進めます。

基本理念：郷土の教育的伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進

阿久根市教育委員会は、これまで教育行政の基本目標としてきた「郷土の教育的伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進」を本計画の基本理念とし、時代を超えて変わらない価値のあるものを大切にするとともに、社会の変化に的確かつ柔軟に対応する教育を推進します。

この推進に当たっては、子どもたちの道徳心を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進に努めるとともに、基礎学力の定着を図り、郷土を愛する心を育て、自立した存在として社会性を備えた自ら考えることのできる児童生徒の育成に努めます。

また、子どもたちが、安全で安心して教育を受けられる環境を整えるとともに、地域に開かれた信頼される学校教育の推進に努め、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を十分に果たしながら、より一層の協力と連携のもと創意工夫した特色ある学校づくりと地域ぐるみの教育を推進します。

さらに、市民が生涯を通じて学習の機会を得ることができ、その成果が適切に評価・活用され、潤いのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の創出及びスポーツ・文化の振興に努めます。

- 道徳心を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- 確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子どもを育む教育の推進
- 地域に開かれた信頼される学校教育の推進
- 三位一体（学校・家庭・地域）の学校づくりの推進
- 生涯を通じた学習機会の創出とスポーツ・文化の振興

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

道徳心を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

豊かな情操や規範意識、生命や人権を尊重する心、他者への思いやり、社会性、倫理観や正義感などを育むため、発達段階における道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導の充実を図ります。

また、健康教育、食育の充実により、子どもたちの心身の健康の保持増進を図るとともに、体力、運動能力の向上に努めます。

基本目標 2

確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子どもを育む教育の推進

基礎的・基本的な知識や技能と思考力、判断力及び表現力などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容と教育方法の一層の充実を図り、主体的に学習に取り組む姿勢、自ら課題を発見し解決する力を育む教育を推進します。

また、社会の変化に対応した教育の推進を図るとともに、子ども一人一人の自立と教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進します。

さらに、郷土を愛する心を養うとともに、勤労観や職業観を身に付けさせる教育を推進します。

地域に開かれた信頼される学校教育の推進

基本目標3

教育目標の達成に向けて学校の組織体制や指導体制の充実を図るとともに、教職員の資質、能力の向上に努めます。

また、児童生徒数の減少による学校規模の在り方について検討を進めるとともに、小規模校における教育の充実を図るため、特色ある教育活動を推進します。

さらに、子どもたちが安全で安心して学べる施設環境及び教育環境を整え、学校施設が地域コミュニティの核となることから、地域に開かれた学校づくりを行います。

三位一体（学校・家庭・地域）の学校づくりの推進

基本目標4

家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うことから、家庭の教育力の向上に努めます。

また、社会の変化に伴い多様化する家庭が抱える課題に対応するため地域ぐるみで子育てを行い、子育てをしやすい環境づくりを行います。

生涯を通じた学習機会の創出とスポーツ・文化の振興

基本目標5

市民が自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができるよう生涯学習環境の充実を図ります。

また、市民の健康の保持、増進を図るため生涯スポーツの推進を図るとともに、伝統芸能や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことができるよう文化の振興を図ります。

3 施策体系

基本理念：郷土の教育的伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進



基本目標	基本施策
1 道徳心を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	(1) 道徳教育の充実
	(2) 生徒指導の充実
	(3) 体力・運動能力の向上
	(4) 健康教育の充実
	(5) 学校給食指導の充実
	(6) 人権教育の充実
	(7) 体験活動の充実
	(8) 子ども読書活動の推進
2 確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子どもを育む教育の推進	(1) 確かな学力の定着
	(2) 特別支援教育の推進
	(3) 郷土教育の推進
	(4) キャリア教育の推進
	(5) 幼児教育の充実
	(6) 社会の変化に対応した教育の推進
3 地域に開かれた信頼される学校教育の推進	(1) 学校経営の充実
	(2) 教職員の資質の向上
	(3) 小規模校教育の推進と学校規模の適正化
	(4) 開かれた学校づくり
	(5) 安全・安心な学校づくり
4 三位一体（学校・家庭・地域）の学校づくりの推進	(1) 家庭の教育力の向上と家庭への支援
	(2) 地域の中の学校づくりの推進
	(3) 地域で見守る環境づくり
5 生涯を通じた学習機会の創出とスポーツ・文化の振興	(1) 生涯学習環境の充実
	(2) 生涯スポーツの推進と充実
	(3) 競技スポーツの向上及び体育施設の整備と活用
	(4) 文化・芸術活動の促進
	(5) 地域文化の継承と文化財の保存・活用

第3章 本市の教育を取り巻く現況と課題

本市の教育行政においては、人口減少（表一1）や超高齢社会の到来、情報通信技術の発展、グローバル化の進展など、社会情勢が急激に変化する中、学校教育から生涯学習、文化やスポーツの分野まで、多くの課題が見受けられます。

学校教育においては、時代を超えても変わらない価値あるものや「生きる力」の基礎となる確かな学力を身に付けさせるとともに、児童生徒に社会情勢の変化に対応できる確かな能力を身に付けさせることが求められています。

本市の学力に関しては、毎年度実施される鹿児島学習定着度調査では、県平均とほぼ同程度です。しかし、全国学力・学習状況調査では、全国平均を下回っており、学力向上は大きな課題となっています。

また、基礎的・基本的な学力は定着しつつあるものの、その力を活用して解決する力はまだ十分と言えない状況にあり、今後、知識・技能はもとより、それらを活用し、学ぶ意欲や、自ら主体的に判断しながら、よりよく問題を解決する資質や能力などを児童生徒に身に付けさせることが重要となっています。

子どもたちの食生活やネット依存等による生活習慣の乱れは、健やかな成長に悪影響を及ぼすだけでなく、体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如など精神面にも悪影響を及ぼす懸念があります。子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携した取組を進め、適切な生活習慣を確立することが必要です。

また、今日、家庭・地域の教育力が低下している現状がある中、いじめや不登校などへの迅速な対応も求められていることから、教育の原点である家庭・地域の教育環境を整え、学校と連携した取組を進める必要があります。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を実施しています。今後も、教育的ニーズに的確に corres 応するために、教職員一人一人の専門性の向上を図りながら、保護者への円滑な支援につなげるための関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制を確立する必要があります。

本市の児童生徒数は年々減少しています（表一2）。中でも、特に小規模校の減少率が高く、複式学級が増加するなど教育上の諸課題が顕在化することが懸念されています。このことから、少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められており、小規模校のデメリットを克服しつつ、一定の学校規模の確保についての検討も必要となって

います。

学校施設については、学校施設の耐震化率は100%を達成していますが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されているため、施設改修を必要とする箇所が多くなってきている現状があります。今後は、建物の長寿命化の対策など計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。

また、情報化社会に対応したICT環境の充実、社会状況の変化や多様な学習活動に対応した教材の整備などを計画的に行い、児童生徒の学習環境の充実に努める必要があります。

学校給食においては、学校給食センターで完全給食を実施し、児童生徒の体力の向上や健康増進に努めていますが、今後も衛生管理を徹底し、安全でおいしい給食の供給に努める必要があります。

心豊かで充実した生活を送るためには、住民一人一人が主体的に学習することの重要性を認識し、積極的に学習に取り組んでいくことが求められています。さらに、住民が互いに学びあい、個性ある住みよい地域社会を構築していくためには、学び合える場の充実と学び合える集団の育成を図るとともに、自主的な学習活動への積極的な支援が求められています。

また、地域活動を促進し、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、地域ボランティアや地域リーダーを育成し、特色を生かした公民館活動を展開する必要があります。

社会教育団体においては、会員の減少やリーダー不足による組織機能の低下が生じており、その解消と組織力の強化に努める必要があります。

また、社会教育団体の活動の充実に努めるため、各種研修会への出席、団体同士の情報交換の場を設定し、広範囲なネットワークを構築していくことが求められています。

近年、スポーツに対する考え方も大きく変化し、競技スポーツにとどまらず、日頃の健康維持とリフレッシュのために、豊かなスポーツライフを楽しみたいという人が増えてきています。

健康で豊かな生活のためには、日常的・主体的にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会の提供や市民意識の啓発のための情報提供の充実に努められています。

競技スポーツにおいては、社会体育団体と連携して各種団体や指導者の育成、一流の競技者に触れる機会の創出が必要です。

人口減少と少子高齢化の進行により、地域においては指導者の減少や活動資金の不足等により、伝統芸能の継承や地域づくり活動が衰退する恐れがあります。郷土芸能の保存・伝承においては、学校を含めた組織づくりを進め、将来にわたって伝承が可能となるような体制づくりとその支援を継続的に行う必要があります。

また、地域文化財の保存や活用についても、住民への周知を図りながら認識を深め、将来へ引き継ぐ意識づくりを進める必要があります。さらに、新たな個性ある地域文化の創造へ向けてその核となる施設の整備や、各種団体等の活動活性化への支援と、芸術文化の発表・鑑賞機会の更なる拡充が求められています。

表一1

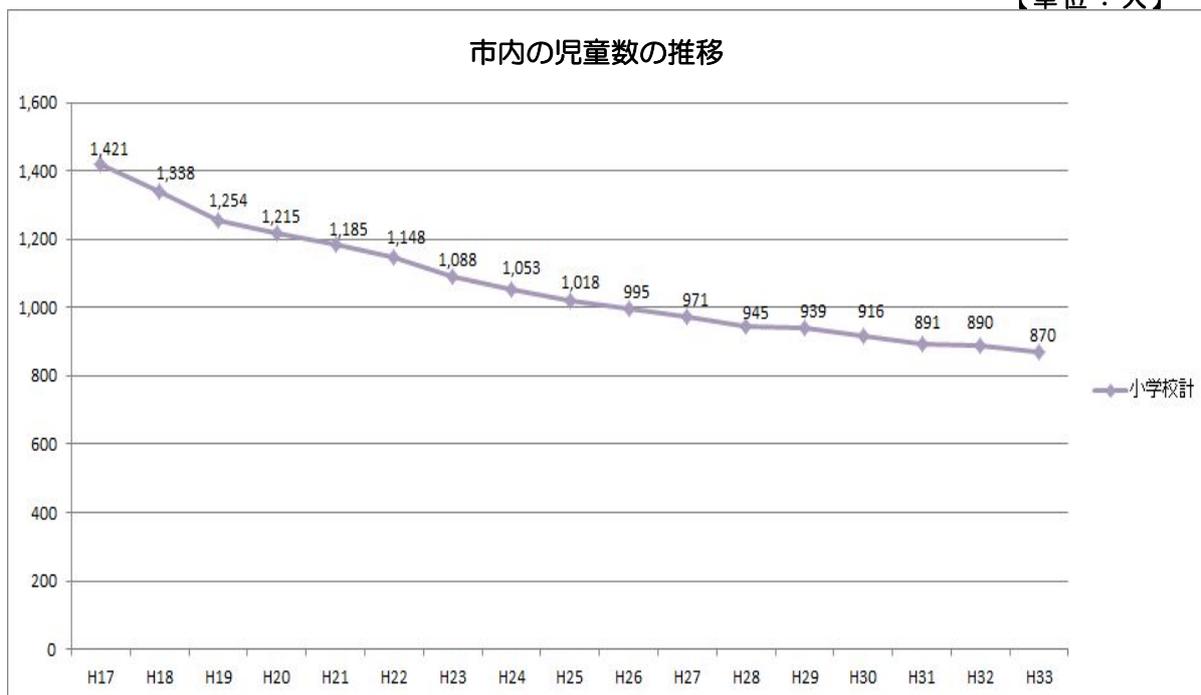
国立社会保障・人口問題研究所の本市の将来推計人口(総人口と15歳未満)
【単位：人】



表一2

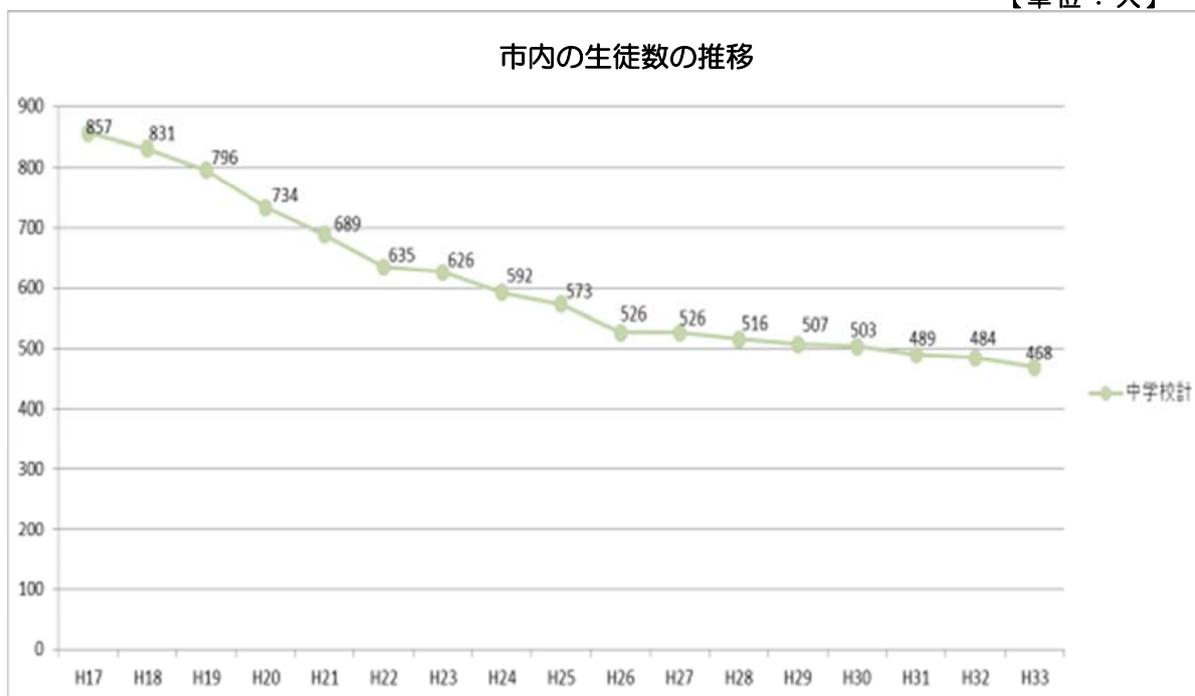
今後（近い将来）の児童・生徒数の推移

【単位：人】



児童数は平成 28 年で 10 年前の平成 18 年より約 400 名減少

【単位：人】



生徒数は平成 28 年で 10 年前の平成 18 年より約 300 名減少

教育に関するニーズ調査結果

(1) 調査概要

教育に対する保護者の皆様のお考えやご意見をいただき、本教育振興基本計画や今後の教育施策推進に役立てていくためにアンケートを実施しました。

調査対象及び調査方法

調査の種類	小・中学校保護者用 アンケート	保育園・認定こども園 保護者用アンケート
調査対象者	小学校、中学校の児童・生徒 の保護者	保育園・認定こども園の保 護者
対象者の抽出	同一世帯に児童等が複数の 場合は、重複しないで全保護 者を対象	小学校、中学校の児童・生 徒の保護者以外の保護者
調査方法	学校を通じた配布と集約	各園を通じた配布と集約

調査数及び回収率

調査の種類	小・中学校保護者用 アンケート	保育園・認定こども園 保護者用アンケート
配布数	937件	252件
回収数	686件	216件
回収率	73. 21%	85. 71%

(2) 調査結果（主なものを抜粋）

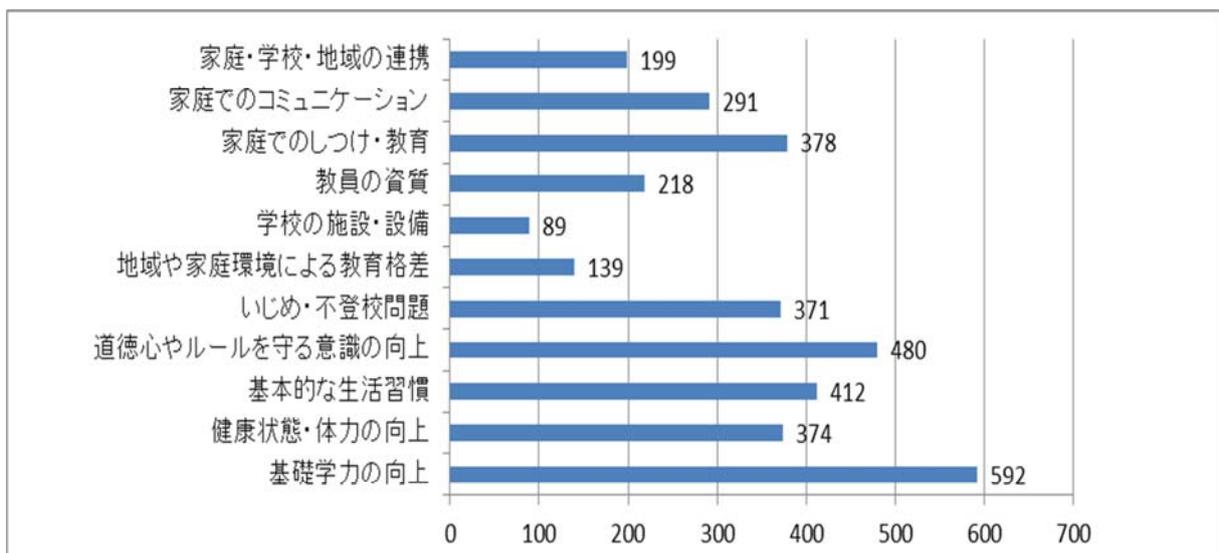
※ 調査結果は、小・中と保育園・認定こども園で対比して掲載しています。そのため、グラフの単位が違いますので、ご注意ください。

① 子どもの教育についてどのようなことに関心がありますか（複数選択）

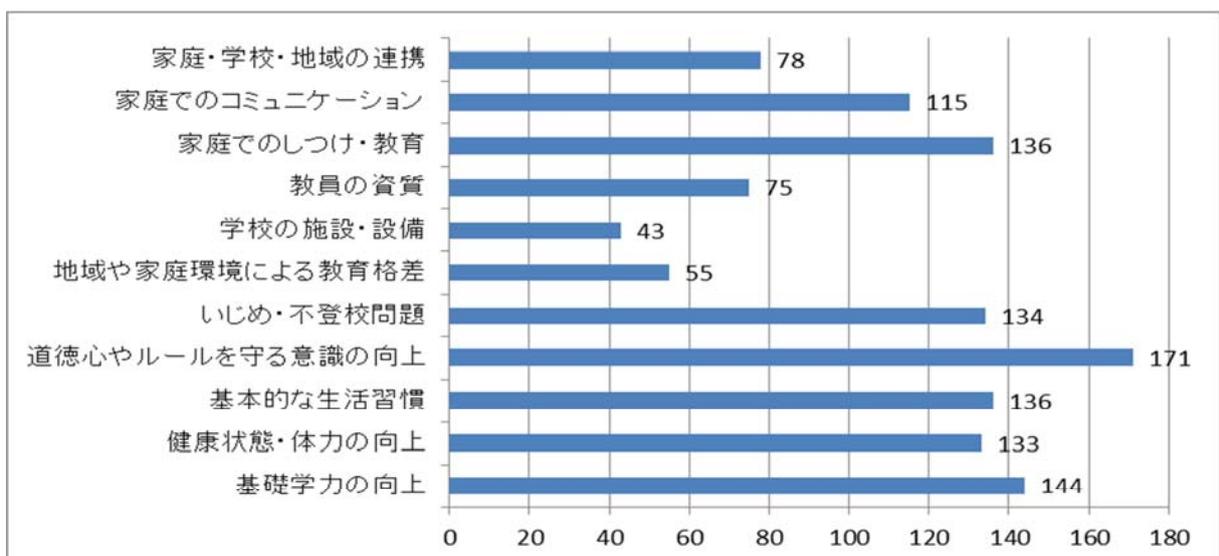
小学校・中学校の保護者では「学力の向上」に、保育園認定こども園の保護者では「道徳心やルールを守る意識の向上」が最も多くの関心を集めました。

幼児期においては、「学力」よりは「道徳とルールを守ること」、学校に入学すると「学力の向上」を望む傾向が強く表れています。

（小学校・中学校保護者集計）



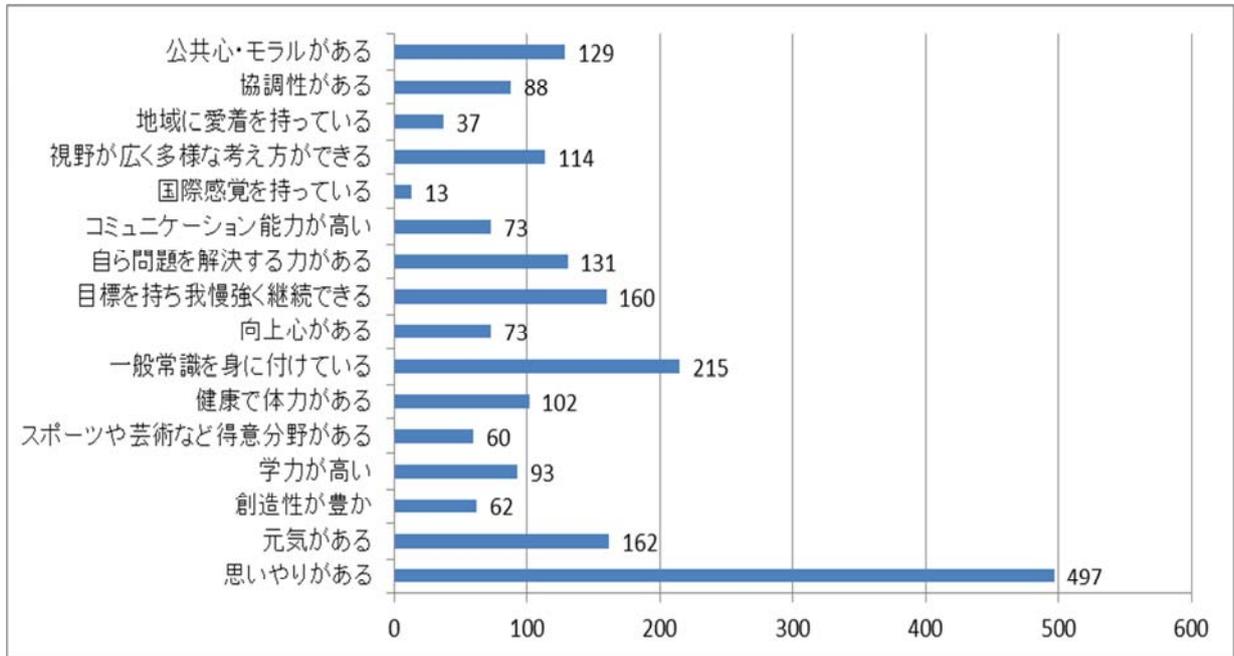
（保育園・認定こども園保護者集計）



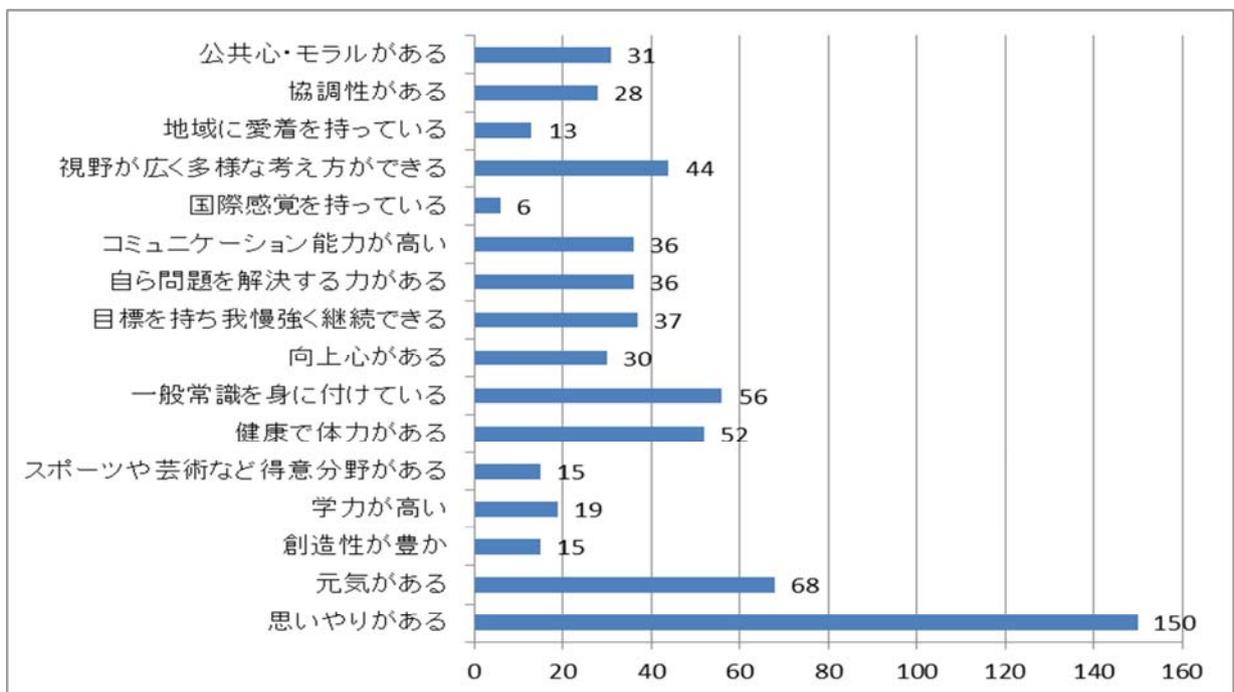
② 阿久根市の子どもたちにどのように育ててほしいと思いますか（3つまで選択可）

小学校・中学校の保護者、保育園・認定こども園の保護者ともに「思いやりのある子どもに育ててほしい」との願いを強く感じます。

（小学校・中学校保護者集計）



（保育園・認定こども園保護者集計）

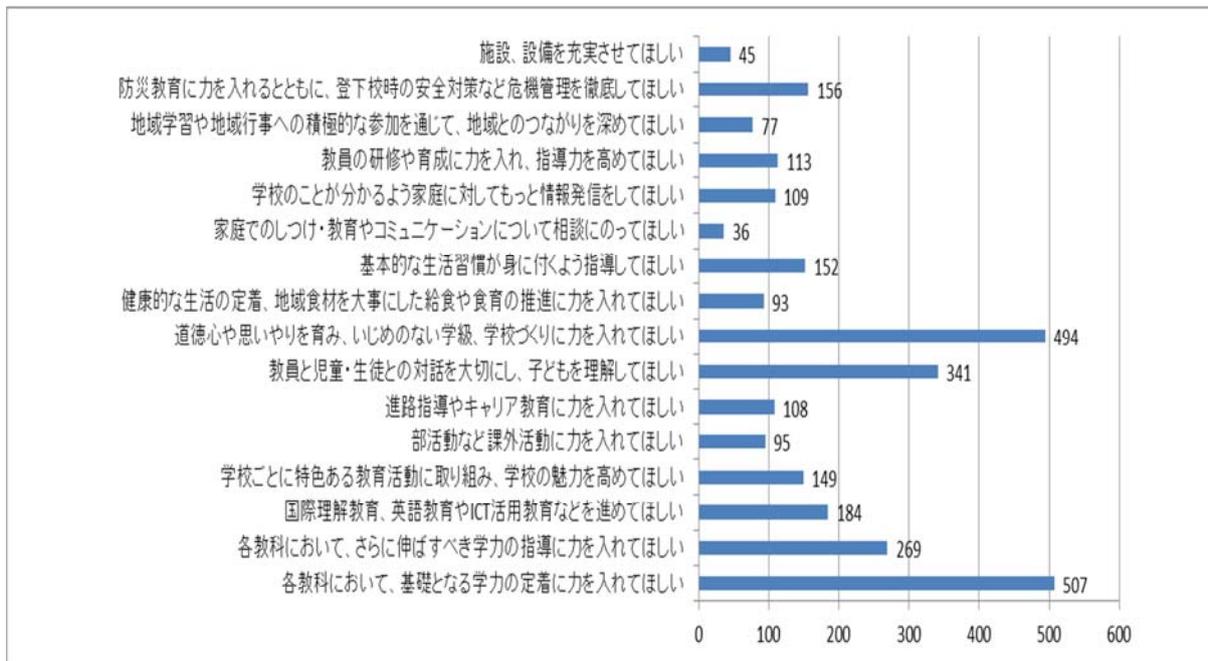


③ 阿久根市内の小中学校にどのようなことを望みますか（5つまで選択可）

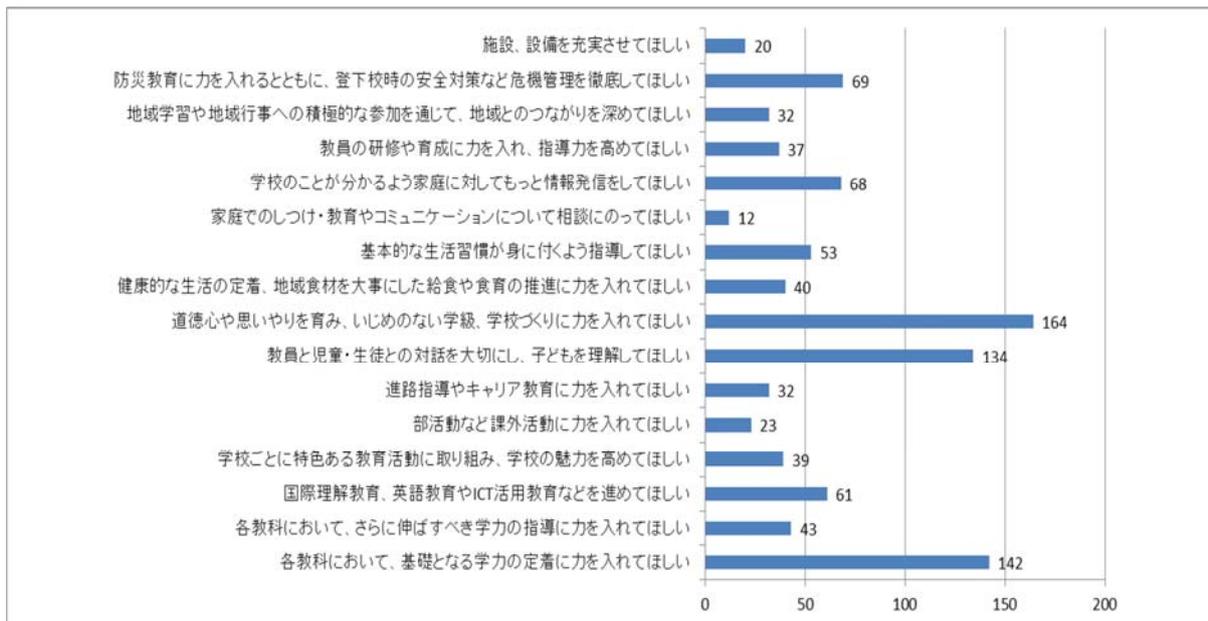
小学校・中学校の保護者では「基礎となる学力の定着」が、保育園認定こども園の保護者では「道徳心や思いやりを育み、いじめのない学校づくり」が最も多くの関心を集めました。

①の子どもの教育についての関心ごとと同じような傾向が見られます。

（小学校・中学校保護者集計）



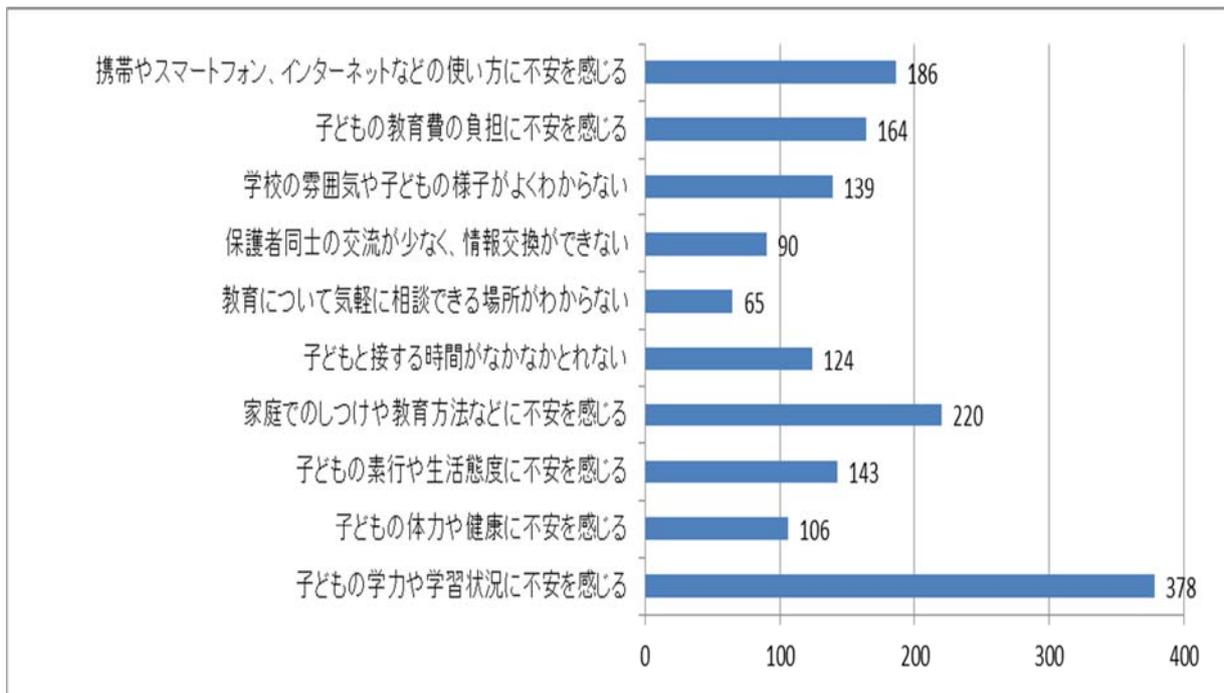
（保育園・認定こども園保護者集計）



④ 家庭での教育についてお困りのことはありますか（複数選択可）

小学校・中学校の保護者を対象に実施しました。①の子どもの教育に関する関心ごとや③の小中学校に望むことで「基礎学力の向上」や「基礎となる学力の定着に力を入れてほしい」で分かったように、子どもの学力や学習状況に最も多くの不安を感じています。

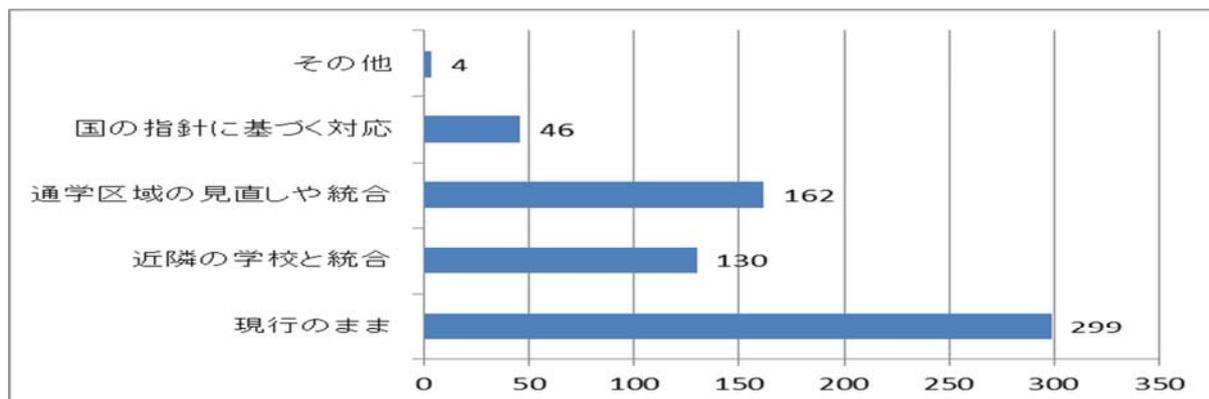
（小学校・中学校保護者集計）



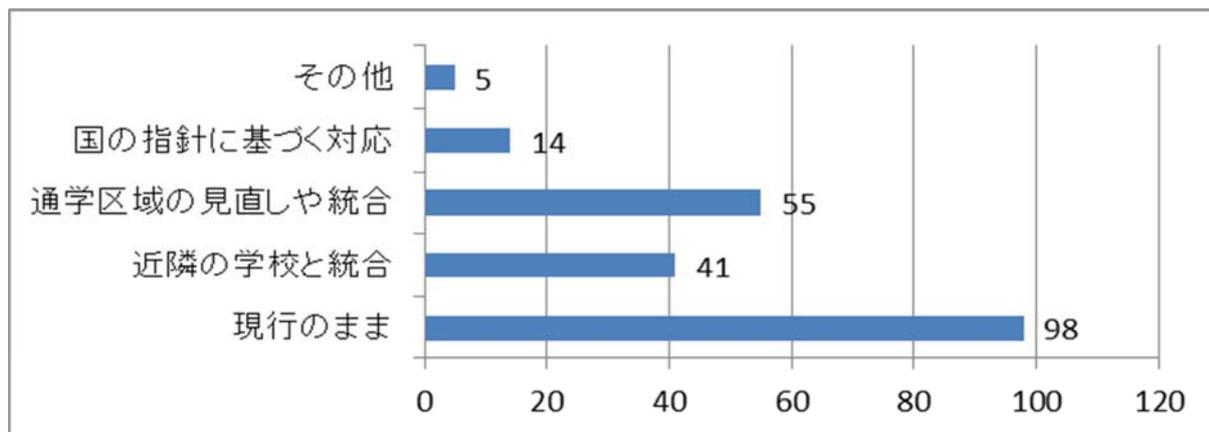
⑤ 児童数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。今後の対応であなたの考えに一番近いものはどれですか

小学校・中学校や保育園・認定こども園の保護者ともに「現行のまま」が最も多くなりました。統廃合については、一定数の保護者がおられるものの「現行のまま」の存続を望んでおられることが分かります。

(小学校・中学校保護者集計)



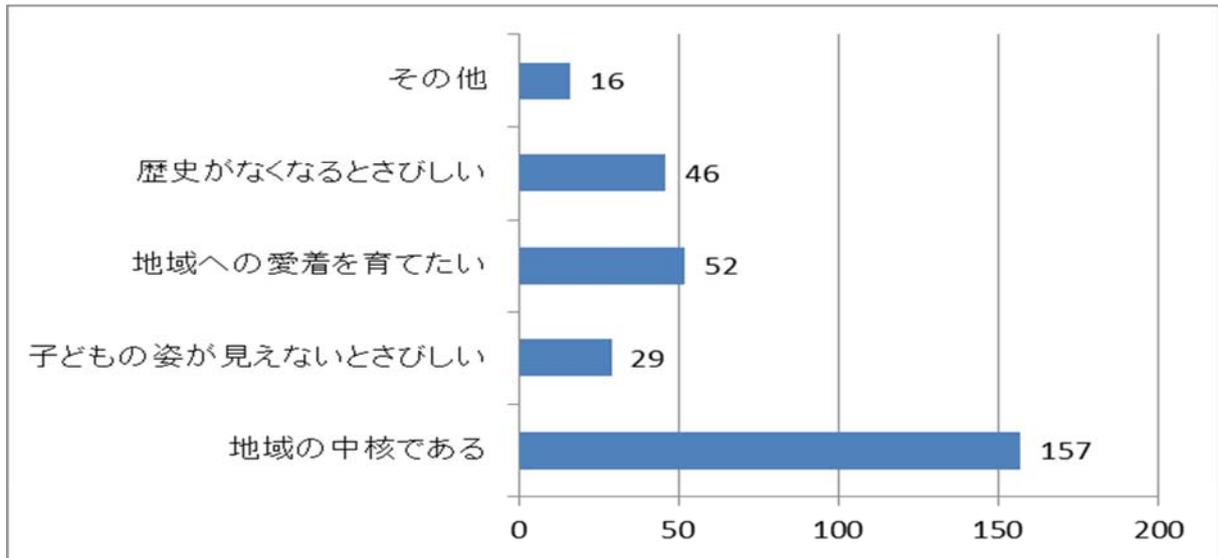
(保育園・認定こども園保護者集計)



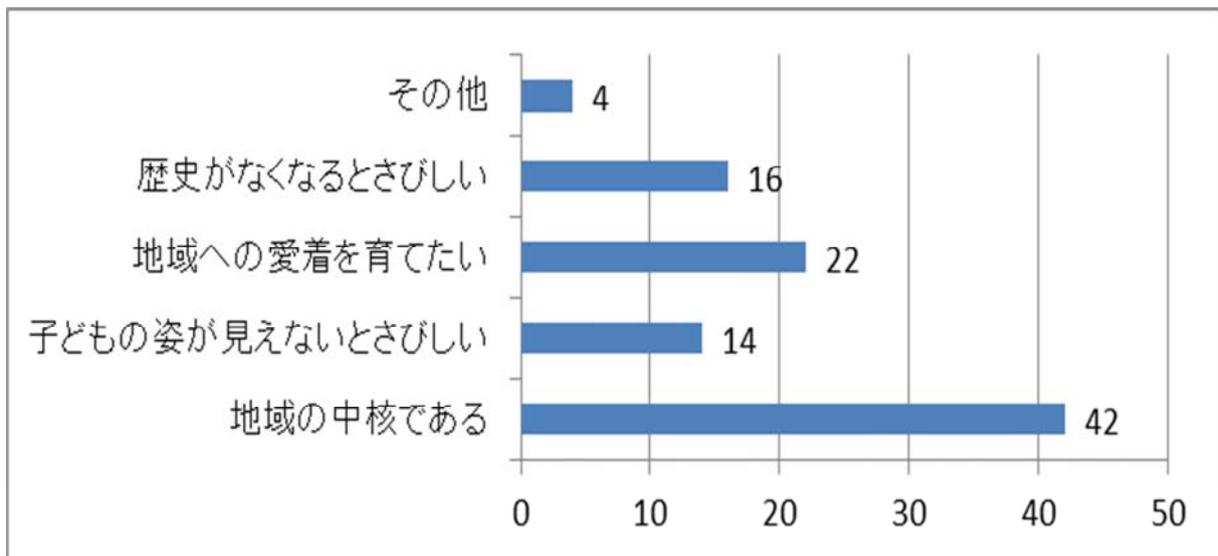
◎ 「児童数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。今後の対応であなたの考えに一番近いものはどれですか。」に係る理由を聞いています。

小学校・中学校や保育園・認定こども園の保護者ともに「地域の中核である」が最も多くなりました。

(小学校・中学校保護者集計)



(保育園・認定こども園保護者集計)

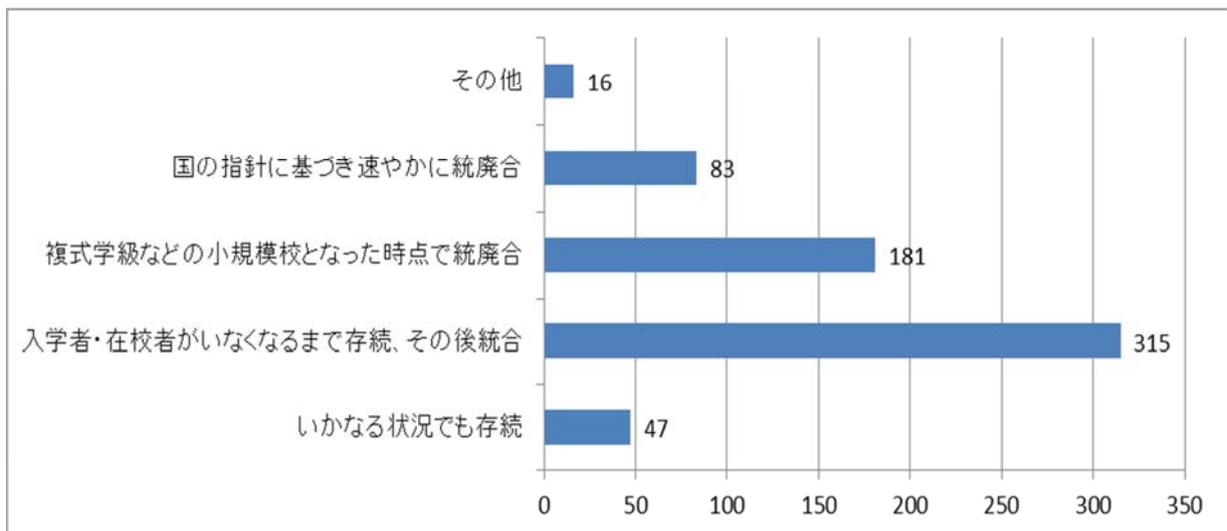


⑦ 小学校が統廃合されるとしたらどのように考えますか。

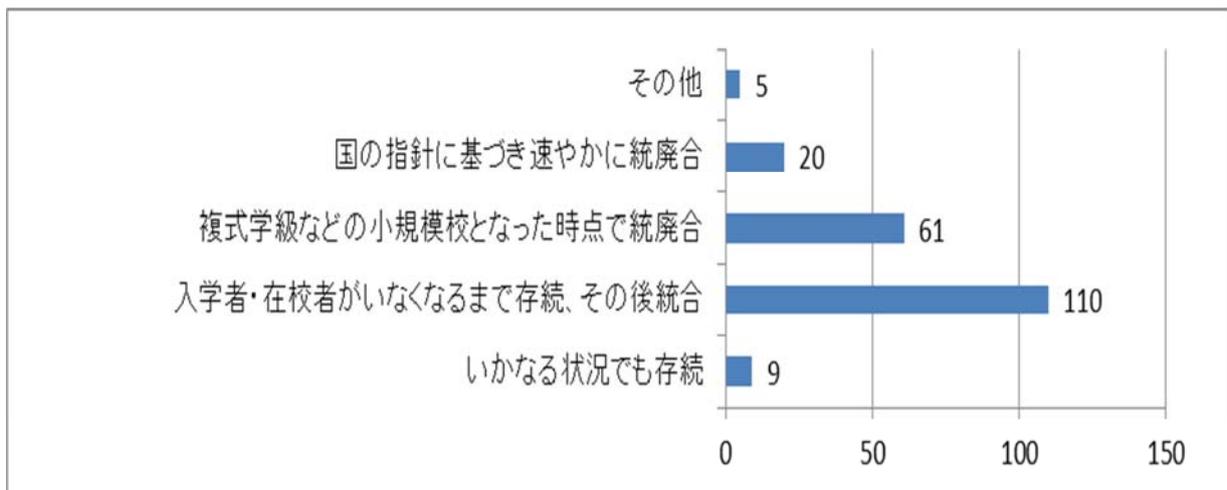
小学校・中学校や保育園・認定こども園の保護者ともに「入学者・在校生がいなくなるまで存続、その後統合」が最も多くなりました。

これは、「⑤児童数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。今後の対応であなたの考えに一番近いものはどれですか」で、最も多かった回答の「『現行のまま存続』を願い、入学者・在校生がいなくなれば止むを得ず統合」との考え方からくるものと思われます。

(小学校・中学校保護者集計)



(保育園・認定こども園保護者集計)

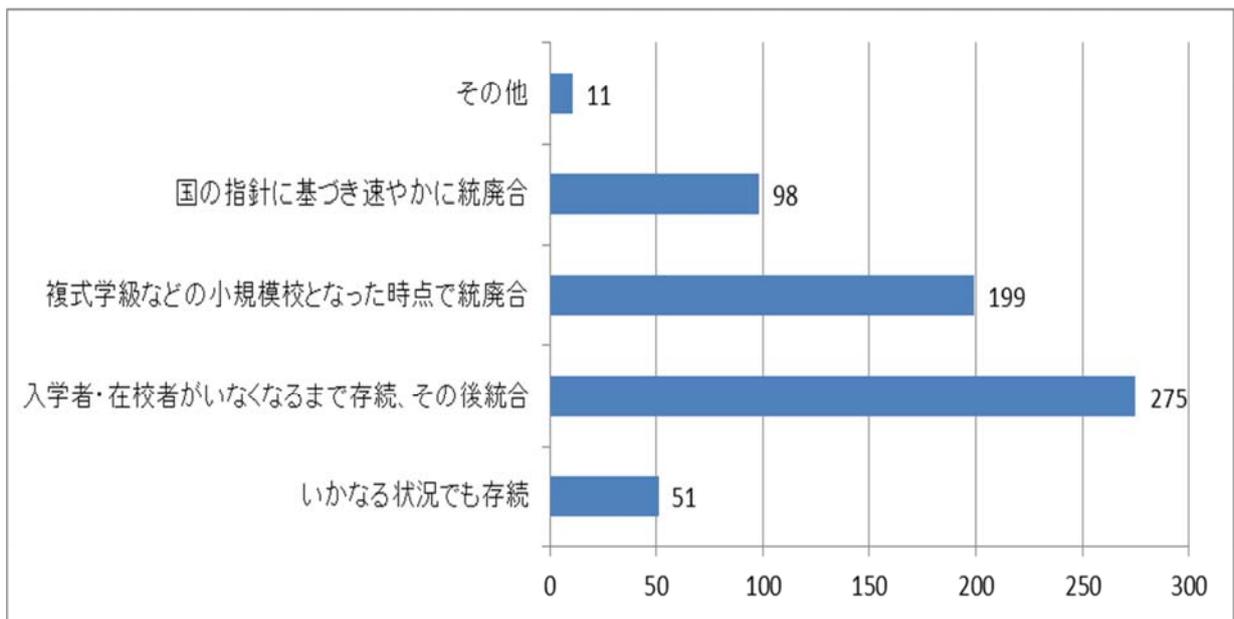


⑧ 中学校が統廃合されるとしたらどのように考えますか。

小学校・中学校の保護者を対象に実施しました。「⑦小学校が統廃合されるとしたらどのように考えますか」と同じように「入学者・在校生がいなくなるまで存続、その後統合」が最も多くなりました。

しかし「複式学級などの小規模校となった時点で統廃合」も多くの回答がありました。これは、少人数では出来ない、体育での団体競技や部活動などへの影響からそのような回答が出されたものではないかと思えます。

(小学校・中学校保護者集計)

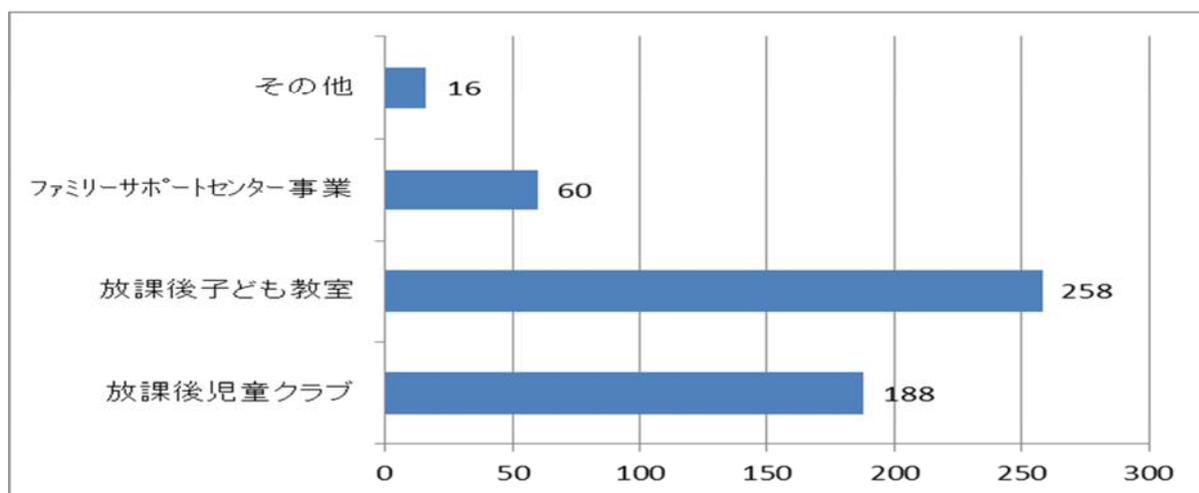


◎ 今後、本市において、放課後の過ごし方などで、充実してほしいものがありますか。

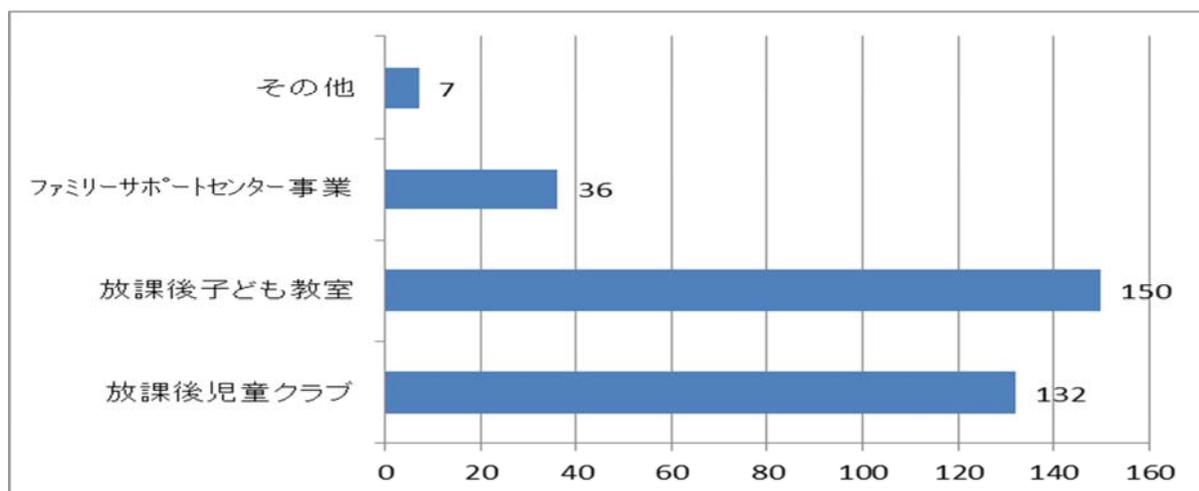
小学校・中学校の保護者や保育園・認定こども園保護者ともに「放課後子ども教室」が最も多くなりました。

これまで、市では「児童クラブ」を8箇所整備してきました。今後、「放課後子ども教室」の開設や「児童クラブ」での活動内容の検討が必要です。

(小学校・中学校保護者集計)



(保育園・認定こども園保護者集計)



※ ファミリーサポートセンター事業とは、地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。利用したい人は有料で利用できます。

※ 放課後子ども教室とは、放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにします。

※ 放課後児童クラブとは、放課後や週末に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びの場及び生活の場を与えて、健全な育成を図ります。

基本目標1 道徳心を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(1) 道徳教育の充実

〔現状と課題〕

昨今、青少年による凶悪事件の発生や保護者による幼児・児童虐待、公共施設におけるマナーの欠如等、社会全体における規範意識の低下が叫ばれています。また、「いじめ」により子どもたちが命を絶つという悲惨な事件も報道され、大きな社会問題となっています。

このような状況において、児童生徒が規範意識を高め、お互いを尊重し合い、思いやりの心をもって他者に接することができるようになることは大変重要なことです。また、日本の伝統と文化を尊重し、ふるさと阿久根を愛するとともに、他国を尊重し、外国の人々とも敬意をもって交流する態度を育成する必要があります。これらの課題を背景に、道徳教育の充実が叫ばれ、特別な教科「道徳」として教科化されました。

〔主要施策〕

- 学校や地域の特色を生かし、相互に連携した道徳教育の工夫・改善を図り、児童生徒の道徳性の育成に努めます。
- 各種研修会の開催や校内研修における指導を通して、教員の指導力向上を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
市道徳教育指導法研修会	学校を会場に、各校道徳教育推進教員及び管理職等を対象に、研究授業を通じた研修を行う。	学校教育課
校内研修指導	校内研修において、道徳の時間における指導法及び道徳教育全般に係る指導助言を行う。	学校教育課

(2) 生徒指導の充実

〔現状と課題〕

情報化社会の進行は、児童生徒の携帯電話などの所持率の増加につながり、それらを取り巻く環境の変化は、新たないじめの問題等を引き起こしています。また、学級崩壊につながるような問題行動も発生するなど、学校運営に困難な状況も生まれています。生徒指導上の各種調査では、課題を抱える児童生徒の実態の把握に努めていますが、児童生徒のインターネットの使用や情報端末機器の所持割合は年々増加しており、適切に指導を行うことが求められてきています。それに伴い、児童生徒を指導する教師の情報収集能力や

時代に即した指導の在り方が課題となっています。

本市では、現在いじめに起因する重大事態は発生していませんが、「いじめ防止対策推進法」に基づいた組織を構成し、学校、地域、行政が連携していじめの防止に努めています。

また、不登校傾向のある児童生徒数が増加傾向にあることも懸念される課題となっています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用や学校、家庭、地域、関係機関の連携を通してその解消に取り組むなど、今後も、生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組の充実に努める必要があります。

〔主要施策〕

- 問題行動、いじめ、不登校等の諸問題に対して、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、未然防止や早期解決に向けた取組を行います。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
県スクールカウンセラー配置事業	問題行動や不登校などの課題が見受けられる児童生徒へ対応し、問題の解消を図る。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	関係機関との連携・調整を図り、児童生徒に関する諸問題の解決を図る。	学校教育課
いじめ等相談事業	問題行動・いじめ・不登校等の未然防止のための相談活動を実施する。	学校教育課
カウンセリング研修会	カウンセリング、児童生徒への接し方等に関する教職員の研修を行う。	学校教育課
生活指導研究協議会	児童生徒の健全な成長を図るため、関係職員の研修を行う。	学校教育課
いじめ問題対策委員会	いじめ防止に関する対策について、協議・審議を行う。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ未然防止のために、情報を共有するとともに、各関係機関相互の連携を図る。	学校教育課

(3) 体力・運動能力の向上

〔現状と課題〕

平成27年度全国体力・運動能力調査の結果によると、本市の児童生徒は運動能力の二極化が進んでおり、特に女子においては顕著な差が見られます。運動能力が低い要因としては、幼児期からの運動離れによるものや近年のインターネットの普及などによる屋内での活動が主なものと思われれます。

運動の機会の減少を解消するために、各学校では一校一運動を始めとし、体育的行事、スポーツ少年団、部活動等の充実に努めるなど、運動を習慣づけていく必要があります。

さらに、中学校では武道及びダンスが必修となり、生徒の安全確保や実技指導力の向上のための取組を充実させていく必要があります。そのために、

地域指導者等の活用をはじめ教職員の研修等に取り組んでいます。

〔主要施策〕

- 健やかな体と気力・体力づくりのために、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
体力・運動能力調査事業	体力・運動能力調査結果をもとに、指導の充実を図る。	学校教育課
教科体育の充実と体力づくり活動の推進	「一校一運動」の推進や学校体育の充実のための研修会を開催する。	学校教育課
小学校陸上記録会、水泳記録会	陸上記録会、水泳記録会を開催し、小学校体育の充実を図る。	学校教育課
武道等地域連携推進事業	外部指導者の派遣により、中学校武道等の安全確保及び指導の充実を図る。	学校教育課
競技会等出場補助事業	中学校県外試合出場等の助成を行う。	学校教育課

(4) 健康教育の充実

〔現状と課題〕

早寝早起き、朝食の有無、ゲーム等の時間等について、学校で実施している調査によると、規則正しい生活習慣が身に付いていない児童生徒も見受けられます。生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うためには、学校における健康教育の充実が重要です。

また、本市の児童生徒の健康診断の結果から、う歯の罹患率は約7割にのぼり、小中学生とも大きな課題となっています。学校の健康診断により、う歯の発見や治療の指導に取り組んでいますが、減少傾向に至らないなど課題が見受けられます。

さらに、アレルギー疾患やメンタルヘルスに関する課題、感染症等、生徒の健康課題も多岐に渡っています。また、性教育や薬物乱用防止に関しても、学校や関係機関、地域等が連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

〔主要施策〕

- 生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるように、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けるような健康教育の充実を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
健康教育推進事業	各種健康診断を行うとともに、市学校保健会や関係機関と連携して保健教育の充実を図る。	学校教育課

定期健康診断	定期健康診断の結果を基に疾病の治療等を推進する。	学校教育課
--------	--------------------------	-------

(5) 学校給食指導の充実

〔現状と課題〕

現代社会では、ライフスタイルや価値観等が多様化し、食生活を取り巻く環境も変わってきています。「食」とは、生きる上での基本であり、健全な食生活を実践することが豊かな人間性を育む基盤となります。

そのため、食について自分の健康と関連付け、食育への関心・意欲を高めるために、学校給食を中心とした指導の充実を図る必要があります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。そのことから、学校給食のさらなる充実に努め、学校における食育の推進を図る必要があります。

食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行い、学校給食の教育的効果を引き出すように取り組むことが重要です。

〔主要施策〕

- 食に関する体験活動と食育推進活動の実践を図ります。
- 食品の安全性の確保等における食育の役割を推進します。
- 子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。
- 学校給食を活用した「食に関する指導」の充実を図ります。
- 各小・中学校での栄養教諭等による「食に関する指導」を推進します。
- 地産地消の推進に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
食に関する指導	各学校に対して、食中毒やアレルギーなどに関する指導等を行う	学校教育課
栄養教諭の派遣・活用	栄養教諭を各学校に派遣し、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化等の指導に取り組む。	学校教育課 学校給食センター
給食センター備品等購入事業	厨房用備品の老朽化による取替えを行う。	学校給食センター
給食センター什器等購入事業	食器等の老朽化による取替えを行う。	学校給食センター

(6) 人権教育の充実

〔現状と課題〕

人権教育は、全ての教育の基本であり、学校や地域において、人権教育に取り組む必要があります。個性と能力を十分に発揮することができる社会、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会など、平和で民主的かつ幸福な社会を作るため、全ての人々の人権が平等に尊重され擁護されることは、必要不可欠なことです。

本市の学校では、人権に配慮した教育の充実に努めており、教職員も外部の研修会に積極的に参加したり、校内研修に取り組むなど、人権に関する知識や理解を深めています。また、児童生徒も人権作文、人権標語、人権ポスター等の作品応募や体験活動等を通じて、望ましい人権感覚を養っています。

今後も教職員一人一人が様々な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、教育活動を通して、人権教育を推進し、豊かな感性を持ち、主体的に行動できる子どもの育成に努める必要があります。

〔主要施策〕

- 人権意識を高めるために、全教育活動を通して発達段階に応じた人権教育を進め、その充実を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
人権同和教育推進事業	各種研修会への参加及び校内研修の充実を図る。	学校教育課

(7) 体験活動の充実

〔現状と課題〕

本市は、温暖な気候、豊かな自然、海と山の幸に恵まれた豊富な食材、地域に根差した伝統文化等、地域資源を多く有しています。このような環境の中、各学校においては、農業体験活動や自然環境保護活動、ボランティア活動などの様々な特色ある活動や集団宿泊学習の実施等、体験することを重視した教育活動が展開されています。

自然と触れ合う機会が減少し、また、人と人との関係性が希薄になりつつある現代社会において、このような体験活動を実施していくことはとても意義あることです。

〔主要施策〕

- 体験を通して学ぶことの大切さを実感させるために、地域の教育力を生かした体験活動を教育課程に適切に位置付けるようにし、その充実に努めます。
- 体験を通して多くの人と交流することで、コミュニケーション能力の育成や、豊かな感性や創造力を育む活動を推進します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
体験活動の推進	食農教育や文化継承活動など、地域に根ざした体験活動を推進する。	学校教育課
集団宿泊学習支援事業	集団宿泊学習への補助を行う。	学校教育課

(8) 子ども読書活動の推進

〔現状と課題〕

「平成27年度読書量調べ（県教育委員会）」によると、本市の児童生徒の読書量は総じて全国や県平均よりも多く、全体的には活発に読書活動が推進されています。各学校においても、「朝読書の時間」や読書週間を設けるなど積極的に読書指導を推進しています。

しかし、スマートフォン等の情報機器の影響も危惧される中、児童生徒個々の状況を見ると、学年が上がるにつれて読書から離れがちになる子どももあり、個の実態に応じ、家庭とも連携しながら読書指導を進めていく必要があります。

〔主要施策〕

- 読書好きな児童生徒を育てるために、読書環境の整備と読書指導の充実を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
読書活動推進事業	学校図書の計画的な整備を進める。	学校教育課
市立図書館等管理運営委託事業	市立図書館の管理運営を指定管理者に委託し、利便性の向上と読書活動の活性化を図る。	生涯学習課

基本目標2 確かな学力を身につけ、主体的に考え行動できる子どもを育む教育の推進

(1) 確かな学力の定着

〔現状と課題〕

学校教育の第一の目的は学力向上であり、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成はもとより、それを支える学習意欲の向上や家庭学習の習慣化を図る必要があります。さらに、保護者のアンケート結果からも学力向上に対する高い関心が伺えます。鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査の結果では、本市の児童生徒の学力については、特に「活用する力」に課題が見られます。今後、習得した知識等を多面的に生かしながら思考を深めていくような学習機会を多く設けていくことが必要です。

また、学習内容の確実な定着を図るためには、家庭学習を充実させることも必要です。

このような状況の中、各学校においては、特別な時間を組んでの個別指導や、ティーム・ティーチング、習熟度別指導等を行っています。また、家庭学習についても、手引きの配布や家庭学習強化週間の設定などに取り組んでいます。さらに平成27年度より、毎月第2土曜日に土曜授業を実施し、学力の向上に努めています。

〔主要施策〕

- 標準学力検査や鹿児島学習定着度調査、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能の定着、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、基盤となる学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指します。
- 教科等部会や各種研修会及び校内研修の充実を図り、教員の学習指導力の向上に努めます。
- 小学校における英語の教科化を見据え、英語教育の充実に努めます。
- 必要に応じて教科指導のための支援教員を配置します。
- 研究協力校を指定し、指導法に係る研究を行い、他校へ波及させます。
- 土曜授業を行うことで、基礎学力の定着及び活用能力の向上を目指します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
学力実態把握事業	各種学力検査により児童生徒の学力の実態を把握する。	学校教育課
英語指導法研修会	研究授業を通して、英語の指導法について研修する。	学校教育課

教科等部会研修事業	教科等ごとに部会を編成し、それぞれの指導法改善に向けて研修する。	学校教育課
校内研修指導	校内研修に指導主事等を派遣し、学習指導法の改善に向けて指導助言を行う。	学校教育課
小中高学力向上連絡会	市内小中学校と鶴翔高等学校が共通テーマを設定し、研究授業を通して学習指導法の改善に取り組む。	学校教育課
英語支援教員配置事業	英語の学力向上のために、小学校と中学校へ支援教員を配置する。	学校教育課
市指定研究協力校制度	市の研究協力校として学校を指定し、先進校への派遣研修等、研修支援を行う。	学校教育課
土曜授業	毎月第2土曜日に授業を実施し、学力の向上を図る。	学校教育課

(2) 特別支援教育の推進

〔現状と課題〕

特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒のみならず、通常学級においても支援を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育の必要性が高まっています。本市では、通級指導教室の設置や特別支援教育支援員の小中学校への配置等、支援体制の整備に取り組んでいます。今後も、支援を要する児童生徒数の増加が考えられるため、教育支援委員会等の機能化を図り、多面的かつ適切な支援及び就学指導に努める必要があります。

さらに、学校においては、支援が必要な児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習能力の向上につなげられるよう、研修等を通して教師の指導力を高めていくことが求められています。

〔主要施策〕

- 障がいの特性を正しく理解し、適切な指導と支援を推進するとともに、支援体制の整備に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援を図る。	学校教育課
就学指導事業	児童生徒の実態に応じた就学指導を行う。	学校教育課
特別支援学校連携事業	特別支援学校と連携をとり、適切な就学のための相談活動を行う。	学校教育課

(3) 郷土教育の推進

〔現状と課題〕

脇本小学校における「山田楽」、山下小学校における「三尺棒踊り」など、学校では郷土芸能を継承する活動が行われています。また、「華の50歳組」や「ひな女祭り」等の伝統行事に触れられる機会を設けるなど、各学校において郷土芸能や伝統行事を体験したり、先人の業績や生き方について学んだりする機会を創出しています。これらの活動や体験により、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛し、誇りに思う心を育てています。今後も、郷土の「先人」や「歴史」、「伝統」、「文化」等について深く理解し、社会に貢献する人材を育成するため、郷土教育を一層充実させていく必要があります。

また、伝統文化の継承については、関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

〔主要施策〕

- 心豊かな子どもの育成のために、総合的な学習の時間の推進や体験活動の拡充、ふるさと人材活用、伝統文化継承等の実践を通して特色ある教育活動を推進します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
未来をひらく「阿久根っ子」事業	阿久根の自然や人材を生かした各学校の特色ある教育活動を支援する。	学校教育課

(4) キャリア教育の推進

〔現状と課題〕

児童生徒の将来にわたる自己実現のためには、一人一人が自らの生き方や在り方に真剣に向き合い、「社会的・職業的自立」に向けて自らの進路意識を高めていくことが大切です。そのために、教科や道徳の学習内容と日常の様々な経験を関連させ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等の育成をする必要があります。

また、中学校においては職場体験学習を実施していますが、実施の際の事前・事後の学習を充実させ、体験をその後の学習に生かすことが重要です。今後、更に充実した取組とするために、教職員の研修を図りながら、企業や経済団体等の関係機関との連携を深め、「学び」と「実社会」の結び付きを強める取組を推進していく必要があります。

〔主要施策〕

- 主体的に自己の進路を決定できるようにするために、望ましい労働観や職業観の育成を推進します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
キャリア教育実践事業	中学生の職場体験学習や進路指導に関する支援を行う。	学校教育課
進路指導教員研修事業	適切な進路指導を実施するため、教職員の研修を行う。	学校教育課

(5) 幼児教育の充実

〔現状と課題〕

急速な少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境の変化等により、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加が懸念されています。

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものより良い育ちを実現できるような子育て支援が求められる一方で、幼児期の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題も指摘されています。

このような中、教育基本法第11条に「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と新たに規定されました。

今後の幼児教育は、子どもの育ちの現状と背景を検証し、健やかな成長を保障するため、保育所、認定こども園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育の質の向上に努める必要があります。

〔主要施策〕

- 県、市、認定こども園及び保育所が相互に連携し、人格形成の基礎が培われる幼児期の教育・保育の充実を図ります。
- 地域において子育てや親子の交流等を促進する「子育て支援拠点」の設置を図ります。
- 保護者の保育ニーズに沿った施設を目標として、また、老朽化した施設の改修を含め、保育環境の整備に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
就学指導委員会	就学前児童について、幼児教育から小学校教育の円滑な接続を図るための機関	学校教育課 生きがい対策課 健康増進課
地域子育て支援事業	子育てで親子の交流を促進し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの育ちを支援する。	生きがい対策課
保育所等整備事業	保育環境改善のため、園舎の老朽化等による整備事業に補助する。	生きがい対策課

(6) 社会の変化に対応した教育の推進

〔現状と課題〕

社会の発達、環境問題をはじめ、情報化社会の問題や経済に係る問題等、様々な課題を生み、児童生徒を取り巻く状況も大きく変化してきています。これからは、国内に目を向けるだけでなく、グローバルな視点でものごとを考え、判断し、対応していく力も求められています。

さらに、グローバル化の進展などにより、社会全体が急速に変化していく中、情報化社会に対応したICT環境の充実、社会状況の変化や多様な学習活動に対応した教材の整備などを計画的に行い、児童生徒の学習環境の充実に努める必要があります。

〔主要施策〕

- 変化の激しい社会において、自ら思考・判断し表現することのできる児童生徒の育成のために、情報教育、環境教育、福祉教育、ボランティア教育、国際理解教育、消費者教育、租税教育、金融教育等を実施します。
- 学校教育に必要な教育機器等の整備充実に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
情報教育のサポート	パソコンやインターネット、書画カメラ等の情報機器に係る学習指導への活用について指導助言を行う。	学校教育課
環境教育の推進	各学校及び校区の実態に応じた環境教育を推進する。	学校教育課
福祉・ボランティア活動の推進	発達段階を踏まえた「福祉の心」を育てる教育の推進を図る。	学校教育課
消費者教育・租税教育・金融教育の推進	金銭・金融感覚をもった児童生徒の育成に向けた教育の推進を図る。	学校教育課
ICT機器整備事業	学校教育に必要なICT機器を整備する。	教育総務課

基本目標3 地域に開かれた信頼される学校教育の推進

(1) 学校経営の充実

〔現状と課題〕

児童生徒への教育が充実するためには、校長のリーダーシップのもと、落ち着いた環境の中で、時代の要請（その時々が必要とされる様々な教育課題）に応じた躍動感のある学校経営がなされることが必要です。そのために、学校では自校の教育活動に対する評価を行い、その改善に向けて取り組んでいます。また、市教育委員会としても、管理職研修会や学校訪問、学校経営説明会等を通して、各校の経営状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行っています。

〔主要施策〕

- 教育目標の達成に向けて学校の組織体制や指導体制の充実を図るために、管理職研修会等においてより具体的で実践的な指導・助言を行います。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
管理職研修会	年10回程度、校長、教頭を対象とした研修会を実施する。	学校教育課
学校訪問 学校経営説明会	教育委員と事務局による学校訪問を行う。訪問のなかった学校長は、教育委員に対して学校経営説明会で学校の状況を説明する。	学校教育課
管理職研修補助事業	管理職の資質向上に向けた研修会の講師招聘を補助する。	学校教育課

(2) 教職員の資質の向上

〔現状と課題〕

教職員は、これからの時代を担う児童生徒に確かな学力を身に付けさせるとともに、心豊かにたくましく生き抜く力が育まれるよう、教職員としての使命感や責任感のもと、常に自らの指導力を高め、教育の専門家としての力量を向上させていかねばなりません。教職員は個々の経験年数や研修経験に差異があることから、その力量差が少しでも縮まるよう研修等の機会を設けていく必要があります。また、信頼される学校づくりのためには、教職員のモラル向上にも積極的に取り組んでいく必要があります。

〔主要施策〕

- 教育者としての使命感や職責感、教育の専門家としての確かな指導力など、教職員の資質・能力の向上を図るために、学校職員の業績等評価や自己申告面談を活用し、管理職による適切な人事管理に努めます。

- 各種研修会を開催し、授業力や生徒指導力等、教員としての資質向上に直結するような具体的で実践的な指導・助言を行います。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
教職員評価制度	管理職の日々の授業参観等に基づいた職員指導と評価の在り方について指導助言を行い、より精度が高く、職員の資質向上につながるような教職員評価制度を推進する。	学校教育課
教科等部会研修（再掲）	教科等ごとに部会を編成し、それぞれの指導法改善に向けて研修する。	学校教育課
教務主任等研修会	新任教務主任を対象とした研修会と全教務主任を対象とした研修会を実施し、その資質向上を図る。	学校教育課
臨時的任用教員等研修会	臨時的任用教員を対象とした研修会を年間2回実施し、その指導力等の向上を図る。	学校教育課
市指定研究協力校制度（再掲）	市の研究協力校として学校を指定し、先進校への派遣研修等、研修支援を行う。	学校教育課
校内研修指導（再掲）	校内研修に指導主事等を派遣し、学習指導法の改善に向けて指導助言を行う。	学校教育課
経験者年次別研修	初任者研修、パワーアップ研修、ステップアップ研修を支援し、授業研修において指導助言を行う。	学校教育課

(3) 小規模校教育の推進と学校規模の適正化

〔現状と課題〕

平成27年度現在、市内には複式学級を抱える小学校が6校あり、そのうち3校が完全複式となっています。また、残りの3校についても今後さらに児童数の減少が予想されます。そのため、本市の小規模校においては、中学校も含めて小規模校入学特別認可制度を設け、市内学校間での児童生徒の異動を可能としています。また、市外からの転入受入れのための山村留学制度を取り入れている小学校もあります。

小規模校においては、家族的な雰囲気の中、教員が児童生徒一人一人に接する時間が多く、個々の実態に応じた指導がしやすいという特長があります。しかし、逆に、「様々な考えを共有することが難しい」「競争心が育たない」「大人数に気後れしてしまう」などの課題も見られます。また、複式指導は2つの学年に異なる内容を同時に指導するため、教員自身もその指導技術を更に高める必要があります。

その一方で、今後は児童生徒数の減少傾向をふまえ、一定の学校規模の確保についても検討を進める必要があります。

〔主要施策〕

- 複式学級や少人数学級の児童生徒に自信を付けさせるために、小規模校

ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。

- 極小規模校において児童生徒数を確保するため、また小規模校での教育を望む児童生徒の希望に応えるため、市内外の小中学校から小規模校への転入学ができるようにします。
- 理科専科のいない小規模校（小学校）に支援器具の準備等を行う支援員を配置し、理科教育の充実を図ります。
- 学校規模の適正化について検討を進めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
へき地・小規模校教育研究	県及び地区におけるへき地・小規模校教育研究大会等における研修を行う。	学校教育課
小規模校入学特別認可制度推進事業	指定学区を越えて、認可制度を利用した就学を可能とする。 (大川小、西目小、鶴川内小、田代小、尾崎小、大川中、鶴川内中)	学校教育課
山村留学推進事業	市外からの留学制度を活用した就学を実施する。(田代小、大川小)	学校教育課
理科支援員配置事業	小規模小学校へ理科支援員を派遣し、理科授業の充実を図る。	学校教育課
学校規模適正化協議会	学校の適正な規模等について検討する。	教育総務課

(4) 開かれた学校づくり

〔現状と課題〕

学校は、その教育の中身を広く社会に公開し、その質を問い、家庭や地域と連携を密にしながら教育活動を行っていく必要があります。そのことが、信頼される学校づくりにつながっていきます。そのために、全学校ともPDCAサイクルによる自己評価を実施し、学校関係者評価委員会でその内容を検証しています。また、これらの結果については、各学校の学校便りやホームページ等で公表されており、開かれた学校づくりを進めていく基盤ともなっています。

〔主要施策〕

- 学校経営のよりよい改善を目指して、保護者や地域の声を取り入れ、学校関係者評価委員会の充実を図るとともに、評価結果の積極的な情報公開に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
学校関係者評価事業	地域住民による学校訪問や授業参観の機会を増やすとともに、住民代表を委員とし、学校教育活動への評価・提言を行う委員会を計画的に実施する。	学校教育課

「信頼される学校づくりのための委員会」事業	教職員のモラルや規範意識の向上のための委員会（地域代表を含む）を年間3回開催する。	学校教育課
学校訪問 学校経営説明会（再掲）	教育委員と事務局による学校訪問を行う。訪問のなかった学校長は、教育委員に対して学校経営説明会で学校の状況を説明する。	学校教育課

(5) 安全・安心な学校づくり

〔現状と課題〕

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、また、災害時には、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保が重要となります。

学校施設においては、平成25年度で耐震化率100%を達成していますが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されています。このため、改修を必要とする箇所が多くなってきていることから、今後は、建物の長寿命化の対策など計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。

また、老朽化した教職員（校長・教頭）住宅の維持補修等を行い、良質な住環境を確保し、健全な学校運営に寄与することが求められます。

災害訓練等においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練を実施しています。

また、本市は、川内原子力発電所から30kmの範囲（UPZ）に位置していることから、関係機関と連携して児童生徒の安全確保、避難体制の構築に努める必要があります。

〔主要施策〕

- 老朽化した校舎等の大規模改修を計画的に推進します。
- 老朽化した校舎等の維持補修を行います。
- 老朽化した教職員住宅（校長・教頭）の維持補修を行います。
- 学校で災害時の訓練を実施するとともに、安全指導の充実を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
学校施設等長寿命化計画	目標とする整備水準等を設定し、それらを踏まえた施設整備計画を作成する。	教育総務課
学校施設等維持補修事業	校舎等において老朽化などにより修繕が必要な個所の維持補修を行う。	教育総務課
学校施設等整備事業	校舎等の長寿命化計画に基づき、大規模改修や改築などによる整備を行う。	教育総務課

教職員住宅維持管理事業	老朽化した教職員（校長・教頭）住宅の維持修繕等を行う。	教育総務課
市安全指導研修会	地震・津波・原子力災害等、非常時の危機管理に関する研修会を実施する。	学校教育課

基本目標4 三位一体（学校・家庭・地域）の学校づくりの推進

(1) 家庭の教育力の向上と家庭への支援

〔現状と課題〕

「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の習得、自立心や自制心の育成、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。

しかし、子どもや家庭を取り巻く環境は、就労形態の多様化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化などにより大きく変化し、子育てに対して孤立感や負担感を持つ人が増加しているとともに、家庭の教育力の低下が指摘されています。子育ての不安感や負担感を解消するための対応や家庭教育力向上への取り組みが必要です。

また、学校生活に順応できなくなり不登校や引きこもりになる児童・生徒も増加傾向にあることから、児童生徒やその保護者への支援体制の構築が課題です。

さらに、いわゆる「小1の壁」と言われる共働き家庭等の直面する小学校就学後の放課後等の居場所を確保するため、放課後児童クラブなどの整備が必要です。

本市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者には就学援助を行っています。家庭環境の変化やひとり親世帯の増加などにより、援助を受ける保護者は増える傾向にあります。このような援助を含め児童生徒が安心して学校に通えるような支援を継続する必要があります。

また、能力があるにも関わらず経済的な理由により大学などへの就学が困難な学生に対し、奨学金を支給しています。

さらに、義務教育課程修了時に、卒業祝い金も支給しています。

〔主要施策〕

- 育児不安を軽減するための情報提供や育児相談の充実を図ります。
- いじめ、非行等の問題行動や不登校、引きこもりに対応するため専門相談支援体制の強化を図ります。
- 共働き家庭等の児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保します。
- 教育に係る経済的負担の軽減を図るため必要な支援を推進します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
子育て支援センター事業	育児不安に対する相談や子育て情報の発信を行い、親子交流の場を提供し子どもの育ちを支援する。	生きがい対策課

家庭児童相談室	児童や家庭に関する相談支援体制の充実を図る。	生きがい対策課
放課後児童健全育成事業	共働き家庭等の児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブを設置する。	生きがい対策課
子ども・子育て会議 放課後児童部会	全ての就学児童の放課後対策と学校施設の放課後事業への活用について協議する場を設ける。	生きがい対策課
就学援助費・特別支援教育 就学奨励費支給事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に支給する。	教育総務課
奨学金貸付事業	経済的な理由により大学などへの就学が困難な学生に対し、奨学金を支給する。	教育総務課
卒業祝い金支給事業	次世代を担う人材の育成に資するため、義務教育課程を修了した生徒の世帯へ卒業祝い金を支給する。	教育総務課
家庭教育支援事業	関係団体との連携や家庭教育学級の開設により、家庭教育力の向上を図る。	生涯学習課

(2) 地域の中の学校づくりの推進

〔現状と課題〕

鹿児島県では、学校・家庭・地域社会がより一層の連携と協力のもと、県民一人ひとりが鹿児島の教育について考える気運を高め、教育の充実と発展を図ることを目的に、11月1日から7日まで、地域が育む「かごしまの教育」県民週間を設けています。本市においても、この期間、全ての学校において様々な行事を開催し、地域のみなさんに学校を開放しています。

また、地域のさわやかクラブ（老人クラブ）との交流なども積極的に行っています。

〔主要施策〕

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実に努めます。
- 地域住民との交流に努めます。

〔主要施策〕

事業名	事業内容	担当課
地域が育む「かごしまの教育」県民週間	地域が育む「かごしまの教育」県民週間について、各学校の支援を行います。	学校教育課

(3) 地域で見守る環境づくり

〔現状と課題〕

県内でも子どもが事故により犠牲になる事件や事故が発生しています。本市も市の中心部に国道3号や肥薩おれんじ鉄道が通り、交通量も多い状況にあります。今後、西回り自動車道の整備も進むなど、さらに交通量の増加も

懸念されます。それらのことから、子どもたちを事故から守るため、地域の人材を活用して児童生徒の登下校の安全に努めています。さらに、学校生活での安全はもとより、犯罪被害に合わないための知識の習得が求められ、子どもはもとより、保護者への啓発にも努める必要があります。今後、学級活動や学校行事などで計画的に学習するとともに、啓発へ向けた取組が課題となっています。

本市でも、親からの暴力やネグレクト（育児放棄）などの虐待により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。民生委員等の地域組織との連携強化など地域全体で子どもを見守る支援体制の構築が課題となっています。

青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化が進む中、日々変化しています。特に情報化がもたらす影響は大きく、インターネットを始めとする情報機器の進歩により、教育環境並びに生活環境も大きく変化し、便利になると同時に、様々な問題が起こっています。また、テレビゲーム等の室内遊びが増え、人と人のコミュニケーションを図ることが苦手な子どもが増えています。自然豊かな阿久根市で生活している子どもたちでさえ、日常生活の中で自然を生かした体験活動を経験する機会が減少しています。

本市においては、学校・家庭・地域社会や関係機関・団体等が連携を図り、家庭教育の充実、青少年の健全育成に取り組んでいます。情報を共有しながらそれぞれの取組の充実を図り、青少年の健全育成に一体となって支援していく必要があります。

また、郷土阿久根を愛する心情、公共心などを育み、心身ともにたくましく、道徳心のある青少年の育成を図るため、阿久根の自然を生かした体験活動の機会を更に増やしていく必要があります。

〔主要施策〕

- 児童・生徒が、安全・安心に過ごせる学校づくりを目指して、学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもを見守る体制作りを推進します。
- 児童虐待の早期発見と子どもの安全を確保するため行政・医療機関・学校・保育所・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守るネットワークの構築に努めます。
- 青少年健全育成組織の連携を図り、青少年の健全育成や非行防止に努めます。
- 子ども会活動等の少年団体による活動への支援を充実させ、青少年の健全育成を図ります。

- 各機関。各団体との連携を図り、市の特色を生かした体験活動の推進・充実に努めます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
スクールガードリーダー配置事業	スクールガードリーダーを活用し、児童生徒の安全確保に努める。	学校教育課
市安全指導研修会（再掲）	地震・津波・原子力災害等、非常時の危機管理に関する研修会を実施する。	学校教育課
市水難事故・交通事故防止対策連絡会	交通安全教室や地域、関係機関と連携して交通事故の運動を実践するとともに、水難事故の防止に努める。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	「子どもを見守る地域ネットワーク」として機能強化を図り、より迅速で適切な対応に努める。	生きがい対策課
青少年健全育成事業	市青少年問題協議会や校外生活指導連絡会を開催し、関係機関・団体と連携を図りながら青少年の健全育成に努める。	生涯学習課
少年団体活動支援事業	ボランティア活動や研修等をとおして、子ども会やジュニアリーダーの育成を図る。	生涯学習課
体験活動推進事業	あくねキッズスクール等、阿久根の自然を生かした体験活動を実施し、たくましい青少年の育成を図る。	生涯学習課

基本目標5 生涯を通じた学習機会の創出とスポーツ・文化の振興

(1) 生涯学習環境の充実

〔現状と課題〕

豊かで充実した人生を送るために、生涯学習に対する関心が高まっています。市民の学習ニーズも多様化し、市民一人一人が自分自身の生き方の向上を目指し、趣味や学習に充てる時間も増加の傾向にあります。こうした現状を踏まえ、中央公民館や地区公民館等において、市民のニーズを調査しながら各種の生涯学習講座や高齢者学級を開設しています。また、家庭教育力の向上を図るため、家庭教育学級を開設し、学習の機会の拡充に努めています。

しかし、若年層の受講者が少なく、また家庭教育学級への参加者数が低迷するなどの課題も多く、今後は、時代の変化に即した内容や魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいを支援していく必要があります。また、関係機関と連携を図り、学習環境の充実も図る必要があります。

〔主要施策〕

- 地域や学校、各関係団体との連携を図り、生涯学習推進体制の整備を進めます。
- 各種指導者研修会等の充実や人材リストの整備活用により、指導体制の拡充を図ります。
- 学校や各関係機関との連携を図り、家庭教育の充実に努めます。
- 生涯学習講座等の開設により、市民の生涯学習機会の拡充に努めます。
- 高齢者を対象とした学級・講座の開設により、高齢者教育の充実に図ります。
- 市民の人権意識の向上を図るため、学習機会の確保や広報啓発活動を推進し、人権教育の充実に努めます。
- 学習情報の収集と個人情報管理の徹底を図り、学習者のニーズに対応する情報収集と整備に努めます。
- 生涯学習活動の成果を生かした「かごしま学校応援団」事業を更に推進します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
生涯学習推進事業	生涯学習講座や社会教育学級を開設し、市民の学習環境の充実と生きがいをづくりに努める。	生涯学習課
生涯学習フェアの開催	生涯学習活動の発表等をとおして、生きがいのある住みよいまちづくりに取り組む。	生涯学習課
各種研修会支援事業	各種研修会を開催し、お互いに支え合う地域づくりに対する意識の高揚を図る。	生涯学習課

社会教育関係団体指導者養成事業	社会教育関係団体の指導者を養成し、各団体の活動の充実と活性化を図る。	生涯学習課
「かごしま学校応援団」推進事業	生涯学習活動の成果を生かして、学校の教育活動を支援する。	生涯学習課
家庭教育支援事業（再掲）	関係団体との連携や家庭教育学級の開設により、家庭教育力の向上を図る。	生涯学習課
「青少年育成の日」の啓発普及事業	親子で地域活動に積極的に参加するよう広報・啓発活動に努める。	生涯学習課
「家庭の日」の啓発普及事業	家族のふれあう機会を増やしてもらえよう広報・啓発活動に努める。	生涯学習課
成人教育推進事業	成人の学習機会を拡充し、成人の生きがいづくりに努める。	生涯学習課
高齢者教育推進事業	高齢者を対象とした学級を開設し、高齢者の生きがいづくりに努める。	生涯学習課
人権教育推進事業	同和問題をはじめとする人権課題解決のための学習機会の確保や広報等の工夫に取り組み、差別のない社会を目指す。	生涯学習課

(2) 生涯スポーツの推進と充実

〔現状と課題〕

近年、市民のスポーツに対する考え方は大きく変化し、日頃の健康維持と心身のリフレッシュのために、豊かなスポーツライフを楽しみたいという人が増えてきています。

また、各校区等で取り込まれるスポーツ行事は、地域社会の連帯感を育てるとともに、世代を超えたふれあいを通じ、青少年の健全育成にも役立っています。

「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」をスローガンに、市民が日常的、主体的に気軽にスポーツが楽しめる環境整備を進めていく必要があります。

スポーツ少年団においては、急激な少子化に伴い団員の確保が年々難しくなっており、存続・維持についても苦慮している状況があります。子どもたちがスポーツに親しむ機会を増やし、体力向上と心身の健全な育成を目的に、今後は様々なスポーツ競技が体験できるコミュニティスポーツクラブの設置も推進する必要があります。

また、海に面した本市の特性を生かした海洋性スポーツの普及を更に図る必要があります。

〔主要施策〕

- 誰でも気軽に取り組めるスポーツ・レクリエーションの奨励と普及を図ります。
- 各種指導者研修会の充実を通じ、指導体制の充実を図ります。
- スポーツ少年団の組織づくりと活動の充実を図り、コミュニティスポー

ツクラブの設置の推進を図ります。

- 「マイライフ・マイスポーツ運動」の積極的な推進を図ります。
- 海洋性スポーツの普及と指導者の育成を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
チャレンジアップスイミング教室	水泳の苦手な小学生を対象にした水泳教室を開催する。	スポーツ推進課
各種スポーツ大会支援事業	校区体協対抗等バレーボール大会やB&Gゲートボール大会の開催のほか、各種スポーツ大会の後援を行う。	スポーツ推進課
ニュースポーツ普及事業	ニュースポーツの講習会による指導者の育成と普及を図る。	スポーツ推進課
スポーツ指導者育成事業	指導者認定講習会の開催による指導者の育成と資質の向上を図る。	スポーツ推進課
スポーツ少年団活動支援事業	スポーツ少年団の団員確保と活動支援を行うとともに、少年団交歓大会の開催による組織の充実を図る。	スポーツ推進課
コミュニティスポーツクラブ設置推進事業	様々なスポーツの体験ができるコミュニティスポーツクラブの設置を推進する。	スポーツ推進課
チャレンジデーin あくね開催事業	「マイライフ・マイスポーツ運動」の達成に向け、スポーツに親しむきっかけづくりとしてチャレンジデーを継続開催する。	スポーツ推進課
海の子カーニバル（遠泳）	たくましい青少年の育成を目的に、チャレンジアップスイミング教室受講生を対象にした遠泳に取り組む。	スポーツ推進課
カヌー・ヨット教室	海洋性スポーツの普及と本市の特性を生かした体験教室を開催する。	スポーツ推進課
海洋性スポーツ指導者育成事業	アドバンスト、アクア・インストラクター研修会へ職員を派遣する。	スポーツ推進課

(3) 競技スポーツの向上及び体育施設の整備と活用

〔現状と課題〕

スポーツにおける郷土選手やチームの活躍は、市民に夢と希望と活力を与えるとともに、スポーツ人口の拡大や競技レベルのアップにつながります。

平成32年度に鹿児島県で開催される国民体育大会に向けて、学校及びスポーツ関係者と連携し、青少年の基礎体力の向上を図り、代表選手の発掘及び育成と競技力の強化に取り組む必要があります。また、本市はボクシング競技の開催予定地となっており、総合体育館をはじめとした総合運動公園内の各施設と備品を含めた施設整備を計画的に進める必要があります。

市では各種スポーツイベントの開催をはじめ合宿等の誘致に取り組み、スポーツを通したまちづくりを進めてきました。市民のスポーツ意識の高揚と市の活性化の観点からも更なる内容の充実や受入体制の整備を進める必要が

あります。

また、老朽化した体育施設の計画的な改修に取り組み、年々、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションニーズへ対応するとともに、高齢者や障がいのある人も利用しやすい施設整備を図る必要があります。

以上のような課題への迅速な対応を図るため、機構改革を進め、今後さらにスポーツを通じた活気あるまちづくりを推進する必要があります。

〔主要施策〕

- 鹿児島国体に向けて関係団体と連携し、選手の育成と競技力の向上を図ります。
- 総合運動公園内施設の計画的な整備を推進します。
- 各競技団体選手強化対策と各種大会への積極的な参加を促進します。
- スポーツイベントの充実を図り、市民のスポーツ推進を図るとともに、スポーツ合宿等の誘致を促進します。
- 鹿児島国体への準備等を効果的に行うための部署等の設置を図ります。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
第75回国民体育大会準備事業	各競技団体並びにボクシング協会との連携を図り、指導体制の充実と選手の育成・強化に取り組む。	スポーツ推進課
総合運動公園施設整備事業	鹿児島国体に向けて総合運動公園内施設の計画的整備を行う。	スポーツ推進課
全国大会等参加費補助事業	全国レベルの大会等への参加経費の補助を実施する。	スポーツ推進課
あくねボンタンロードレース大会等開催事業	あくねボンタンロードレース大会や阿久根市長旗九州選抜高等学校駅伝競走大会を継続して開催する。	スポーツ推進課
スポーツ合宿誘致推進事業	合宿誘致を積極的に行い、選手等の意識高揚と市の活性化を目指す。	スポーツ推進課

(4) 文化・芸術活動の促進

〔現状と課題〕

生涯を通じて豊かな生活を送るためには芸術・文化の充実が不可欠です。

本市は、古くは万葉集にも詠われ、江戸時代には豪商河南源兵衛が芝居の文化を広め、また第二次世界大戦後には県下でもいち早く文化祭を開催するなど文化意識の高い地域として発展してきました。近年では、夏の絵画展として「あくね洋画展」が定着し、地域の魅力を発信しています。

文化活動の中核施設として利用されている市民会館は建設から50年以上が経過し、早急な建て替えが必要となっています。市民が集い、文化のまちづくりの拠点施設となる市民交流センターの建設を積極的に進める必要があります。また、完成後の市民交流センターの良好な施設管理や適正な運営方

法についても、鋭意検討を進める必要があります。

さらに今後も、文化協会をはじめとした関係団体と連携を取りながら、学習成果の発表の機会を増やし、市民がそれぞれの年齢や興味に応じて文化や芸術を楽しめる環境づくりを推進する必要があります。

現在の市立図書館及び郷土資料館は老朽化が進み、敷地が狭隘で交通量の多い国道沿いに立地していることから、以前から移転・建て替えの必要性が指摘されてきました。今後、市民交流センターと併せ市立図書館等の建て替えに係る実施設計が完成することから、財源等についての検討を重ね、建設実現へ向けて積極的に取り組みを進める必要があります。

〔主要施策〕

- 各種文化活動の推進を図り、個性ある地域文化の創造を目指します。
- 各種文化事業の主催・共催を通して、芸術文化発表、鑑賞機会の拡充を図ります。
- 市民交流センターの建設を積極的に推進します。
- 市民交流センターの管理運営方法等について検討を進めます。
- 市立図書館等の建て替えに向け検討を重ねます。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
市総合文化祭	学習機会の発表の場である市総合文化祭を開催する。	生涯学習課
自主文化事業	市民ニーズに対応した講演会や演芸会等を定期的で開催する。	生涯学習課
芸術・文化鑑賞事業	青少年のための芸術鑑賞事業の実施や社会教育関係団体等の鑑賞活動等の支援を行う。	生涯学習課
あくね洋画展開催事業	文化・芸術レベルの向上と市民意識の高揚を図ることを目的に継続して開催する。	生涯学習課
市民交流センター整備事業	文化・芸術活動の拠点となる市民交流センターの建設を進める。	教育総務課
市民交流センター管理運営計画策定事業	建設後の市民交流センターの適正な運営方法等についての計画を策定する。	生涯学習課
市立図書館等整備事業	市民交流センターの建設に続き市立図書館等の建て替えに向け検討を進める。	生涯学習課
合宿等誘致推進補助事業	文化活動を行う団体が市内で合宿等を行う費用を補助する。	生涯学習課

(5) 地域文化の継承と文化財の保存・活用

〔現状と課題〕

古くから本市には郷土芸能とともに伝統文化や行事等が数多く残っています。鹿児島県の無形文化財に指定されている「南方神社の神舞」や「ひな女祭り」は県内でも珍しく貴重なものであり、倉津集落の「麦ほめ」も地域

性豊かな伝統行事で、今後も末永く引き継いでいく必要があります。

しかしながら、地域の過疎化に伴う担い手不足や指導者の高齢化などで行事の開催が年々困難になってきている状況です。学校と連携しながら芸能活動保存に取り組む団体もありますが、児童数の減少もあり、厳しい状況に変わりはありません。地域に残る伝統行事や芸能が確実に次世代に受け継がれ、さらに発展するための体制づくりや支援が求められています。

また、市内には郷土の先人たちがつくり、受け継いできた貴重な歴史の財産「阿久根の文化財」が数多く残っています。

潟区の「はまじんちょう」をはじめ、「牛之浜海岸」や「南方神社の神舞」、「カスミサンショウウオ」、「糸割漕古墳群」等、県指定を受けた文化財の他、鳥越古墳群1号墳なども貴重なものであります。

これら「郷土の財産」を保存し、後世に引き継いでいくことが私たちの使命です。核家族化が進み、親から子へ、そして孫へと郷土の歴史や文化が語り継がれていくことが難しくなっている中、文化財保護思想の普及を図り文化財の保存・活用を図っていく取り組みが求められています。

〔主要施策〕

- 郷土の伝統芸能を発掘し、保存、伝承の活動を行います。
- 県、市指定文化財、埋蔵文化財、文化的資料等の適切な保存管理・活用を通して、文化財保護思想の普及と文化財の保存活用を図ります。
- 歴史民俗資料の調査収集と活用を図ります。
- 郷土の歴史、文化を周知、活用する運動を推進します。

〔事業〕

事業名	事業内容	担当課
郷土芸能育成事業	郷土芸能の保存及び伝承を図るために、保存会等への補助を行う。	生涯学習課
地域づくり活動支援事業	地域づくり活動の中で郷土芸能の実施に伴う費用の補助を行う。	生涯学習課
文化財案内板等の整備事業	市内の文化財及び史跡について案内板等を計画的に整備する。	生涯学習課
ガイドブック等作成事業	文化財や史跡、郷土芸能等をガイドブックにまとめ、市内外へ広報する。	生涯学習課
郷土資料館管理運営委託事業	市郷土資料館の管理運営を指定管理業者に委託し、資料の適切な保存と管理を行う。	生涯学習課

資料

阿久根市教育施策大綱策定委員会設置要項

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、阿久根市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)を策定するため、阿久根市教育施策大綱策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整又は協議をする。

- (1) 大綱についての方針に関すること。
- (2) その他大綱策定に関して必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は副市長をもって充て、策定委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 委員は、委員長の命を受け、策定委員会の事務に従事する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(策定作業部会)

第7条 策定委員会の補助機関として、策定作業部会を置く。

(策定作業部会の所掌事務)

第8条 策定作業部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大綱策定に係る関係課間等の事務の調整に関すること。
- (2) 大綱策定に関する現況と課題についてのとりまとめに関すること。
- (3) 大綱の策定作業に係る各種データ、資料等の収集及び整理に関すること。
- (4) その他大綱策定に関して必要なこと。

(策定作業部会の構成)

第9条 策定作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会長は、教育委員会教育総務課課長補佐をもって充て、策定作業部会の会務を総理する。

2 副部会長は、教育委員会学校教育課課長補佐をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第11条 委員は、別表第2に掲げる課等に所属する課長補佐、係長及び指導主事（ただし、学校教育課長は除く。）とする。

2 委員は、部会長の命を受け、第8条に掲げる事務を処理する。

（庶務）

第12条 策定委員会及び策定作業部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年6月5日から施行する。

別表第1（第5条関係）

総務課長、生きがい対策課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、教育委員会学校給食センター所長

別表第2（第11条関係）

総務課、生きがい対策課、教育委員会教育総務課、教育委員会学校教育課、教育委員会生涯学習課、教育委員会学校給食センター